

秋田市バリアフリーマスタープラン
(移動等円滑化促進方針)

(案)

令和4年2月

秋田市

目次

ページ

第1章 はじめに.....	1
1. 計画策定の背景・目的.....	1
2. バリアフリーマスタープランおよび基本構想の制度概要.....	2
3. 計画の構成.....	4
4. 対象区域.....	5
5. 計画期間.....	5
6. 計画の位置づけ.....	5
7. 上位計画の整理.....	6
第2章 秋田市の現況・課題.....	9
1. 秋田市の現況.....	9
1-1. 人口および世帯(市全体・高齢者).....	9
1-2. 障がい者.....	13
1-3. 公共交通の動向.....	15
1-4. 主な生活関連施設の分布状況.....	17
2. 市民アンケート調査.....	18
2-1. 市民アンケート調査概要.....	18
2-2. 回答者の基本的属性.....	18
2-3. 市民アンケート調査結果の概要.....	19
3. 関係者団体ヒアリング調査.....	28
3-1. ヒアリング調査概要.....	28
3-2. ヒアリング調査結果の概要.....	28
3-3. 今後の取組みについて.....	30
4. 秋田市のバリアフリーに関する課題の整理.....	31

第3章 バリアフリーの基本的な考え方.....	33
1. 基本理念.....	34
2. 基本方針.....	34
3. 秋田市におけるバリアフリーの取組方針.....	35
第4章 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリーに関する事項.....	37
1. 移動等円滑化促進地区等の設定手順.....	37
2. 移動等円滑化促進地区の箇所選定.....	38
2-1. 促進地区の要件.....	38
2-2. 候補地区の抽出.....	39
2-3. 候補地区の評価.....	41
3. 生活関連施設および生活関連経路の設定について.....	43
3-1. 生活関連施設および生活関連経路の考え方.....	43
3-2. 生活関連施設の設定基準.....	45
4. まち歩き点検.....	46
4-1. まち歩き点検の目的.....	46
4-2. 秋田駅周辺地区におけるまち歩き点検の実施概要.....	46
4-3. 点検結果.....	47
4-4. まち歩き点検のまとめ.....	50
5. 移動等円滑化促進地区の設定.....	51
5-1. 秋田駅周辺地区.....	51
5-2. 土崎駅周辺地区.....	56
5-3. 新屋駅周辺地区.....	59
5-4. 市立病院・山王官公庁周辺地区.....	62
6. 移動等円滑化促進地区における取組方針.....	66

第5章 バリアフリーに関するソフト施策.....	68
1. 心のバリアフリーについて	68
2. バリアフリーの推進に向けた取組	69
2-1. 心のバリアフリーの推進に向けた取組	69
2-2. その他の関連する取組.....	72
第6章 バリアフリーマスタープランの推進に向けて	74
1. 行為の届出について	74
1-1. 届出制度の概要.....	74
1-2. 届出制度の対象の指定	75
2. 計画の進行管理について.....	76
2-1. マスタープランの推進体制	76
2-2. マスタープランの評価・見直し.....	76
用語説明.....	78

本計画において※印のある用語については、P78以降の用語説明において、その概要を説明しています。

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・目的

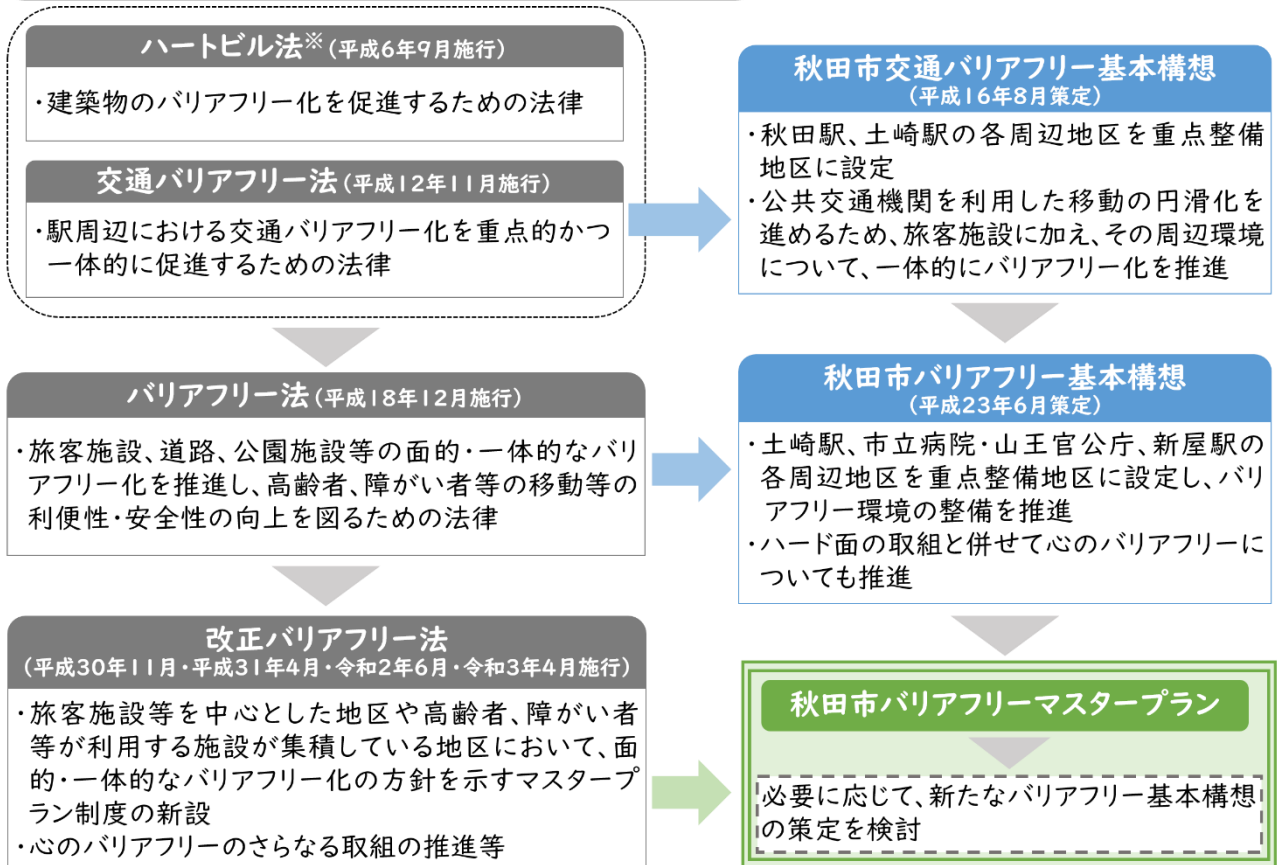
本市では、平成16年8月に交通バリアフリー法[※]に基づき、「秋田市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。交通バリアフリー基本構想では、「秋田駅周辺地区」および「土崎駅周辺地区」を重点整備地区[※]に設定し、駅から周辺に立地する公共施設等に至るまでのバリアフリー化を進めてきました。

その後、バリアフリー法[※]に基づき、平成23年6月に「秋田市バリアフリー基本構想」を策定し、「土崎駅周辺地区」、「新屋駅周辺地区」、「市立病院・山王官公庁周辺地区」を中心に、バリアフリー化事業を推進するとともに、様々な心身の特性や考え方を持つ人々が助け合うことができるよう「心のバリアフリー」についても取り組んできました。

秋田市バリアフリー基本構想が令和3年3月末に構想期間満了を迎えましたが、人口減少・高齢化が今後も継続する見込みである本市においては、引き続き高齢者や障がい者等の自立支援のための環境整備が必要となっています。

そのため、基本構想制度に加え、平成30年のバリアフリー法改正により、バリアフリー化の方針を示すマスタープラン制度が創設されたことを踏まえ、今一度、全市的な視点に立ち返り、バリアフリーの促進に関する基本的な方針を示すことで、市民や関係機関等と広くバリアフリーの考え方を共有し、高齢者や障がい者等の自立支援のための環境整備を促進することを目的として、「秋田市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）」を策定します。

秋田市におけるバリアフリーに関する取組の流れ



2. バリアフリーマスタープランおよび基本構想の制度概要

本市では、これまで基本構想制度を活用し、重点整備地区※に設定したエリアを中心にバリアフリー環境の整備を進めてきましたが、平成30年のバリアフリー法※改正を踏まえ、改めて全学的な視点から、バリアフリー化の方針を示す、「秋田市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）」を策定します。

また、バリアフリーマスタープランの策定後、関係者間でのバリアフリーに関する機運が醸成され、具体的な事業の位置づけが可能となった際は、必要に応じて基本構想の策定を検討します。

マスタープランおよび基本構想の制度概要は以下に示すとおりです。

○ マスタープランおよび基本構想の制度概要

	マスタープラン (移動等円滑化促進方針)	基本構想 (移動等円滑化基本構想)
根拠法令	バリアフリー法第 24 条の 2	バリアフリー法第 25 条
計画の趣旨	市全域にわたるバリアフリー化に関する方針を示した上で、移動等円滑化促進地区※に設定したエリアにおいて、 <u>面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すための計画</u> です。	重点整備地区に設定したエリアにおいて、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための計画で、 <u>具体的な事業を位置づけたもの</u> です。
期待される効果	市としてのバリアフリー化の方針を示すことで、関係者間の機運の醸成等に繋がっていきます。	バリアフリー化の具体の事業を位置づけることにより、より一層の整備推進が可能になります。
計画に定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ①市全域のバリアフリー化の方針 ②移動等円滑化促進地区の設定および同地区内のバリアフリー化の方針 ③生活関連施設※および生活関連経路※の設定ならびにこれらのバリアフリー化の方針 ④心のバリアフリー等のソフト対策に関する取組 ⑤その他バリアフリー化に必要な事項（行為の届出等） ⑥マスタープランの評価に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ①重点整備地区の設定および同地区内のバリアフリー化の方針 ②生活関連施設および生活関連経路の設定ならびにこれらのバリアフリー化の方針 ③実施すべき特定事業その他事業に関する事項 ④その他バリアフリー化に必要な事項（ソフト施策等） ⑤基本構想の評価に関する事項

○ 移動等円滑化促進地区および重点整備地区のイメージ図

マスタープラン(移動等円滑化促進方針)
面的・一体的なバリアフリー化の方針を示す



資料:国土交通省

○ 重点整備地区のイメージ図

基本構想(移動等円滑化基本構想)
バリアフリー化のための具体的な整備計画



資料:国土交通省

3. 計画の構成

バリアフリーマスタープランは、秋田市バリアフリー協議会や関係団体ヒアリングでの意見、市民アンケート調査で把握した市民意識等を踏まえて策定したものです。

秋田市の現況・課題では、関係団体ヒアリング調査での意見、市民アンケート調査で把握した市民意識等を踏まえ、本市のバリアフリーに関する現況と課題を示します。

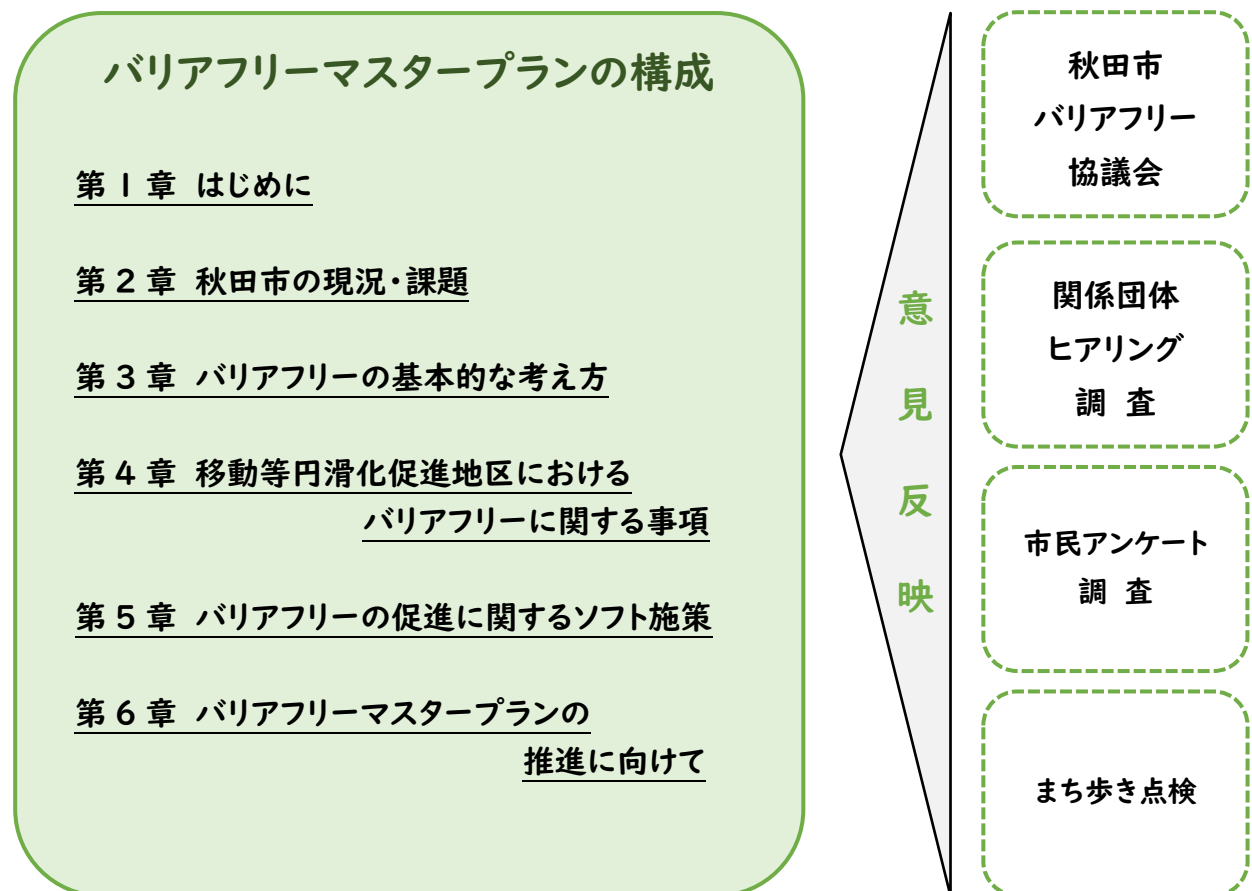
秋田市におけるバリアフリーの基本的な考え方では、本計画における基本理念とともに、全市的なバリアフリー化の方針を示します。

移動等円滑化促進地区*におけるバリアフリーに関する事項では、移動等円滑化促進地区や、生活関連施設*等の設定方法について示すとともに、まち歩き点検の内容や、移動等円滑化促進地区内のバリアフリー化の方針等について示します。

バリアフリーの促進に関するソフト施策では、心のバリアフリーに関することなど、移動等の円滑化を進める上で重要なソフト面での取組みについて示します。

バリアフリーマスタープランの推進に向けてでは、本計画の進行管理等について示します。

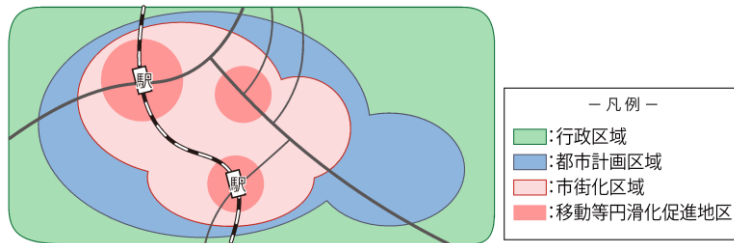
○ バリアフリーマスタープランの構成



4. 対象区域

バリアフリーマスタープランは、全市的なバリアフリーの促進に関する基本的な指針として、対象区域を秋田市全域とします。

○ 対象区域の配置イメージ



5. 計画期間

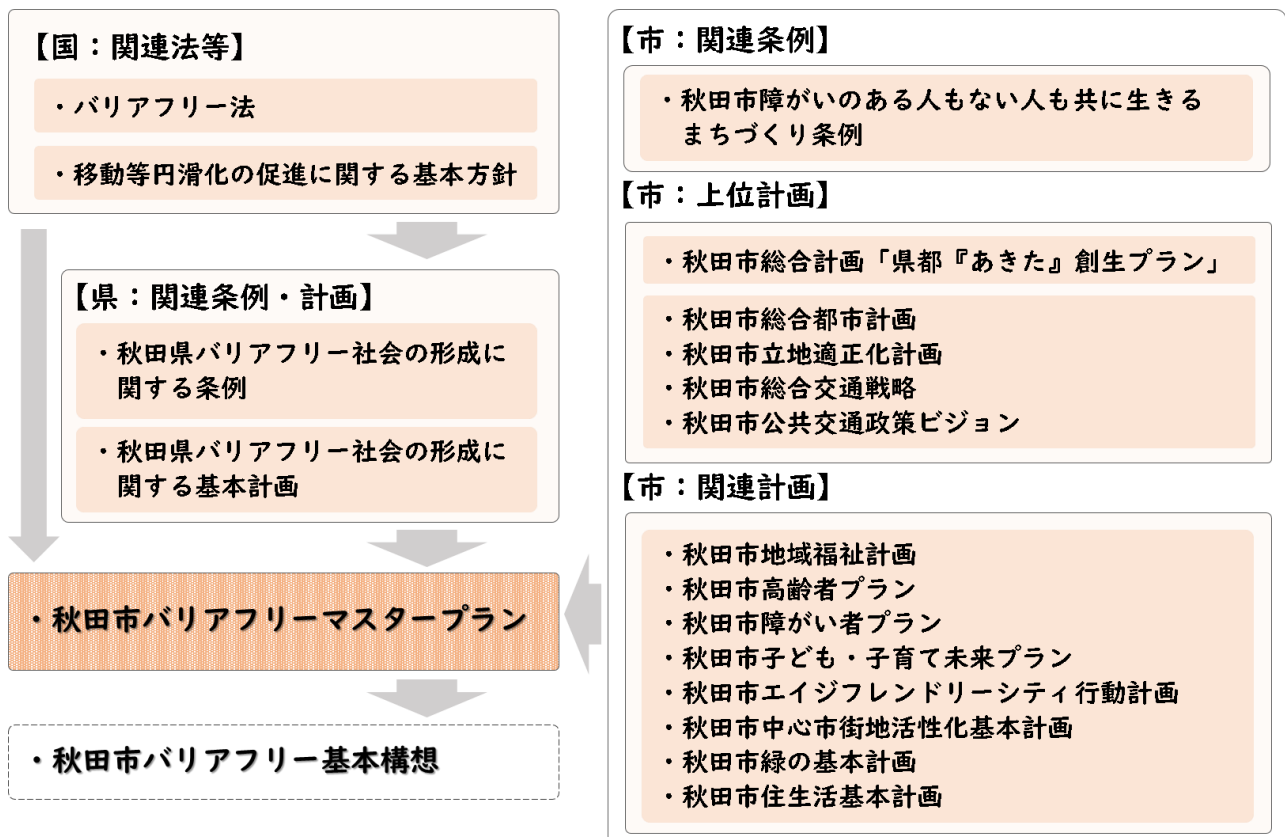
バリアフリーマスタープランは、10年後の令和14年を目標年次としつつ、バリアフリー法※第24条の3の規定に基づき、おおむね5年ごとに、評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて見直しを行います。

6. 計画の位置づけ

バリアフリーマスタープランはバリアフリー法第24条の2の規定に基づく法定計画です。

「第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」」や「第7次秋田市総合都市計画」等を上位計画とします。

○ バリアフリーマスタープランの位置づけ



7. 上位計画の整理

バリアフリーマスタープランの上位計画にあたる本市の行政計画について、概要を次に示します。

県都『あきた』創生プラン【第14次秋田市総合計画】基本構想（令和3年3月）

市政推進の基本方針であり、時代の変化に合わせ、目指すべき将来の姿やまちづくりの大局的な方向性を示すとともに、その実現に向けた具体的な政策等を明らかにすることを目的とした計画です。

【基本理念】

ともに作り ともに生きる 人・まち・暮らし
～元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて～

また、一体的かつ集中的に経営資源を投入して取り組むための「創生戦略」の一つに、「いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり」を掲げ、エイジフレンドリーシティ※（高齢者にやさしい都市）や、地域共生社会の実現を目指し、バリアフリー化の推進などに取り組むこととしています。



第7次秋田市総合都市計画（令和3年6月）

秋田市の都市計画に関する基本的な方針を定めているものであり、人口減少下にあっても社会、経済、文化、自然環境等の様々な面において、市民の暮らしを守り、豊かさを実感し続けられるよう、居住や生活サービス施設等の都市機能を誘導・集約し、それらを移動しやすい公共交通や道路網でつなぐ多核集約型コンパクトシティ※の形成を進め、将来にわたり持続可能な都市を目指すこととしています。

【まちづくりの基本理念】

暮らしの豊かさを次世代につむぐ 持続可能な活力ある都市
～「市民の生活」や「地域の文化」を守り、未来へ引き継ぐまちづくり～

また、「人生100年時代」を見据え、元気な高齢者が生きがいや豊かさを実感しながら生活ができる環境を創出するため、道路や都市公園など都市施設等のバリアフリー化や、利用者の多い鉄道駅を中心とする地区等において、面的・一体的なバリアフリー化により、高齢者や障がい者等の公共交通を利用した移動の安全性や利便性の向上を図ることとしています。

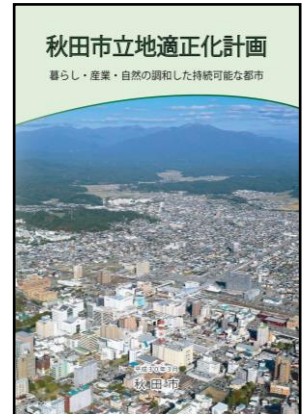


秋田市立地適正化計画（平成30年3月）

秋田市総合都市計画の一部を担う計画として、多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を図るための実施計画であり、市街地への居住や都市機能の集積により、市民生活の利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等を目指しています。

具体的には、計画の中で、都市機能誘導区域[※]と居住誘導区域[※]を設定し、区域内への都市機能や居住を誘導するための各種施策を展開しています。

また、計画の目標の一つに、「高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創出による、生きがいのある暮らしの実現」を掲げ、健康に不安を感じてからも、安心して暮らすことのできる生活基盤（都市基盤・公共交通・生活サービス）を確保することを目指しています。



第3次秋田市総合交通戦略（令和3年3月）

多核集約型の都市構造を形成し、誰もが自由に最適な移動手段を選択できる交通体系の実現を目指し、ハード・ソフト両面から交通関係施策を戦略的に進めていくこととしています。

また、誰もが安全・安心かつ快適に利用でき、にぎわいの創出に寄与する歩行者・自転車環境を実現するため、歩道の消融雪設備整備や、歩道のバリアフリー化などの施策を進めることとしています。



第3次秋田市公共交通政策ビジョン（令和3年3月）

「第3次秋田市総合交通戦略」のうち、公共交通に関する部分を対象として策定した計画です。

まちの変化に柔軟に対応し、誰もが自由に移動できる、将来にわたり持続可能な公共交通サービスの実現を目指し、国の基本方針[※]に基づく既存鉄道駅等のバリアフリー化や低床バスの導入などの施策を進め、車いすやベビーカー、妊娠中の方や足の上げにくいお年寄り等にも利用しやすい環境を整備することとしています。



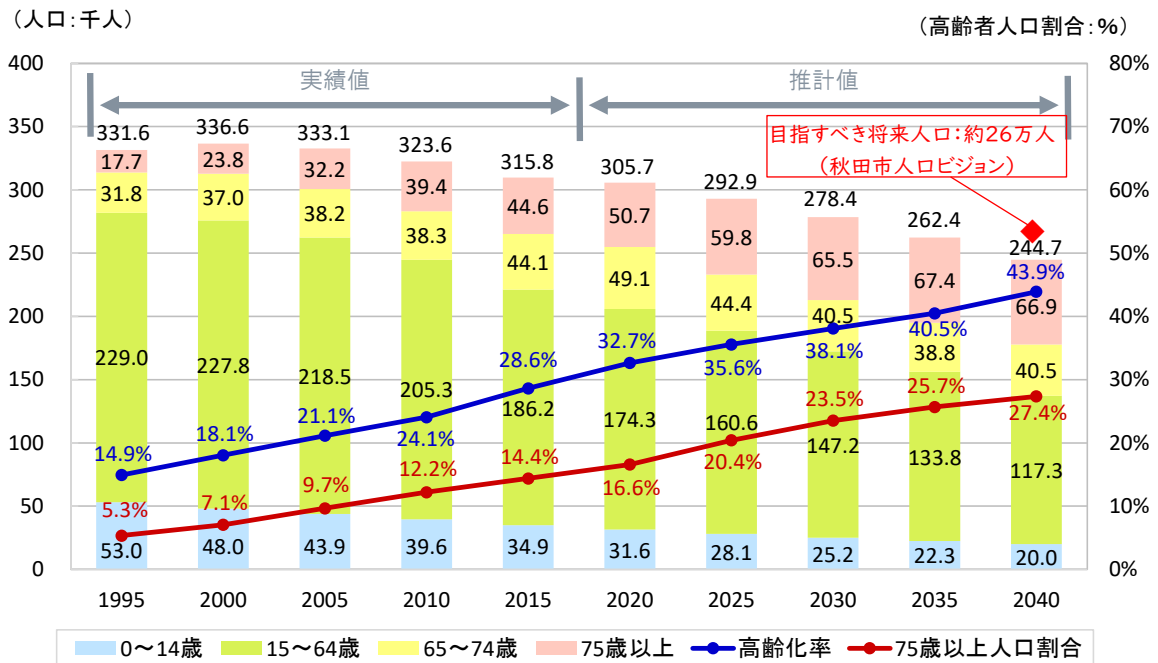
第2章 秋田市の現況・課題

1. 秋田市の現況

1-1. 人口および世帯（市全体・高齢者）

- ・本市の人口は、平成15年（2003年）をピークに減少に転じ、今後もその傾向は継続する見込みであり、令和22年（2040年）には令和2年（2020年）人口の約8割まで減少することが想定されています。
- ・高齢化率は、今後も増加する見込みであり、令和22年（2040年）には、人口の約4割が高齢者となっていることが想定されています。
- ・秋田市人口ビジョン[※]においては、目指すべき将来人口を令和22年（2040年）時点で約26万人としています。

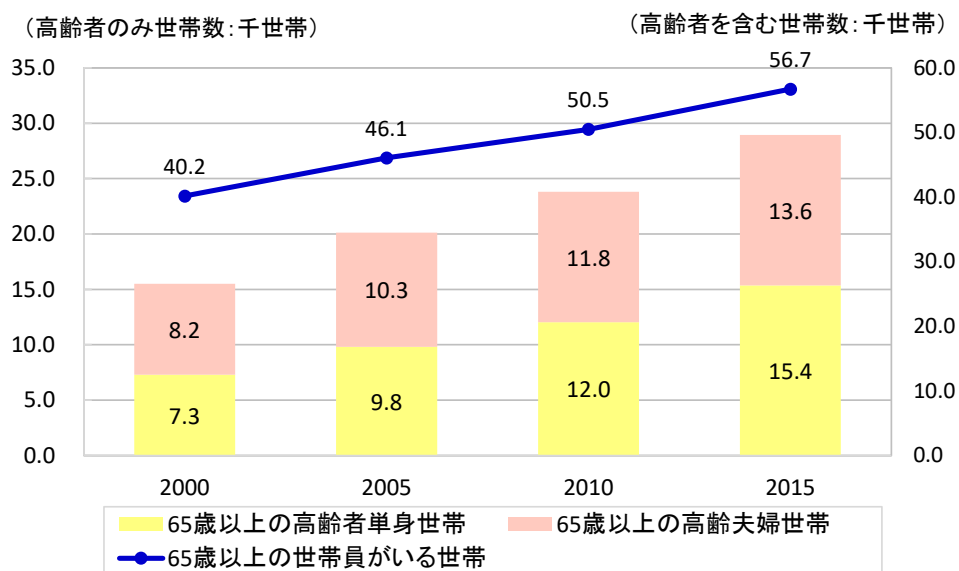
● 年齢別人口の構成比の推移と将来予測



資料：各年国勢調査（1995～2015年）、国立社会保障人口問題研究所（2020年～）
 2005年1月以前のデータは、旧河辺町、旧雄和町を含む
 2015年までの総人口は、年齢不詳人口を含む
 小数の関係上、各項目の合計値は全数（もしくは100%）とならない場合がある。

・高齢者のみの世帯（高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯）も増加の傾向がみられます。

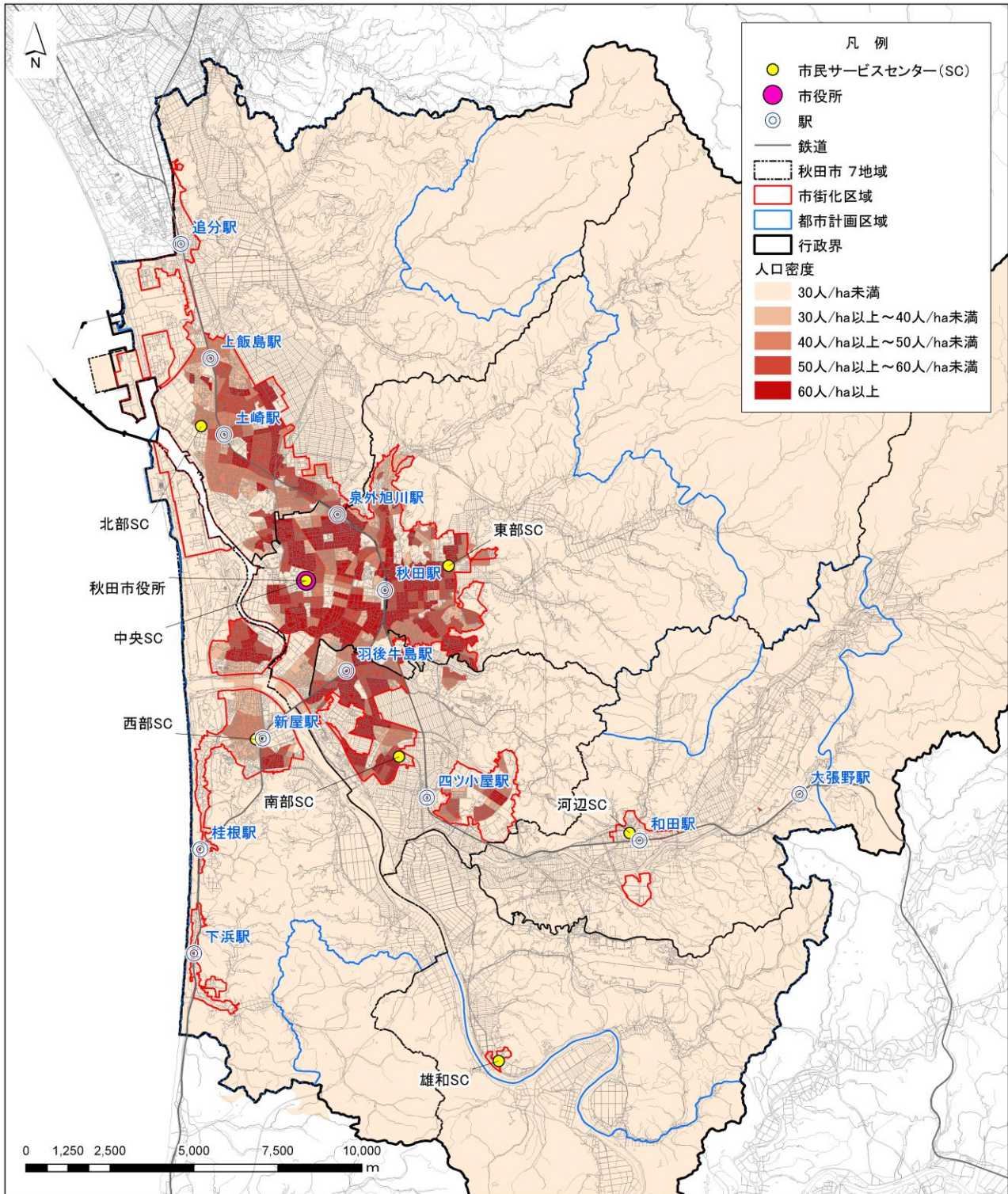
● 高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査（2000～2015年）

・人口密度は、中心市街地周辺のほか、各鉄道駅の周辺で高くなっています。

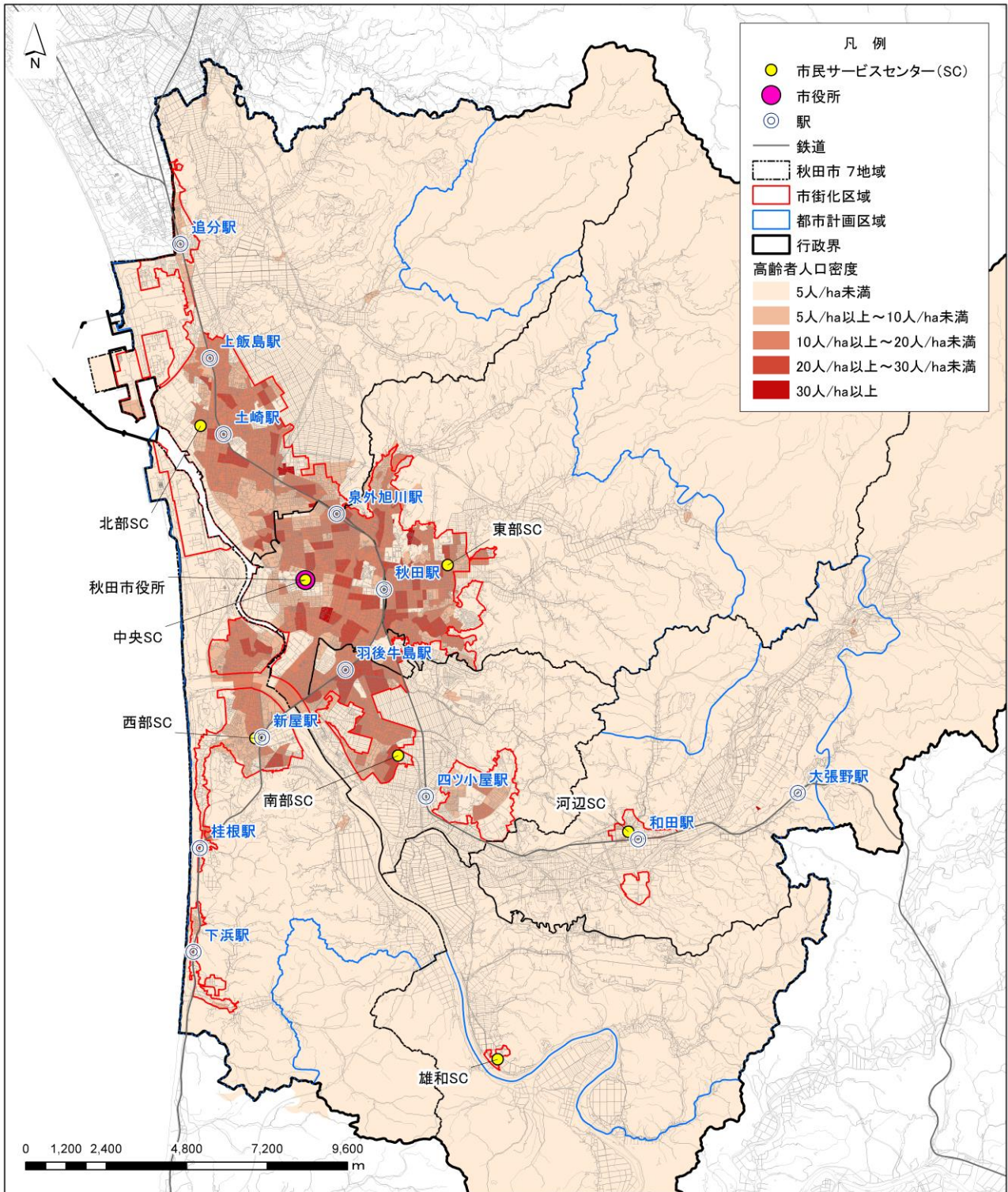
● 地域別人口密度の分布状況



資料：平成 27 年国勢調査（小地域データ）

・高齢者人口密度は、基本的に人口密度に比例し、中心市街地周辺や、各鉄道駅の周辺で高くなっています。

● 地域別高齢者人口密度の分布状況



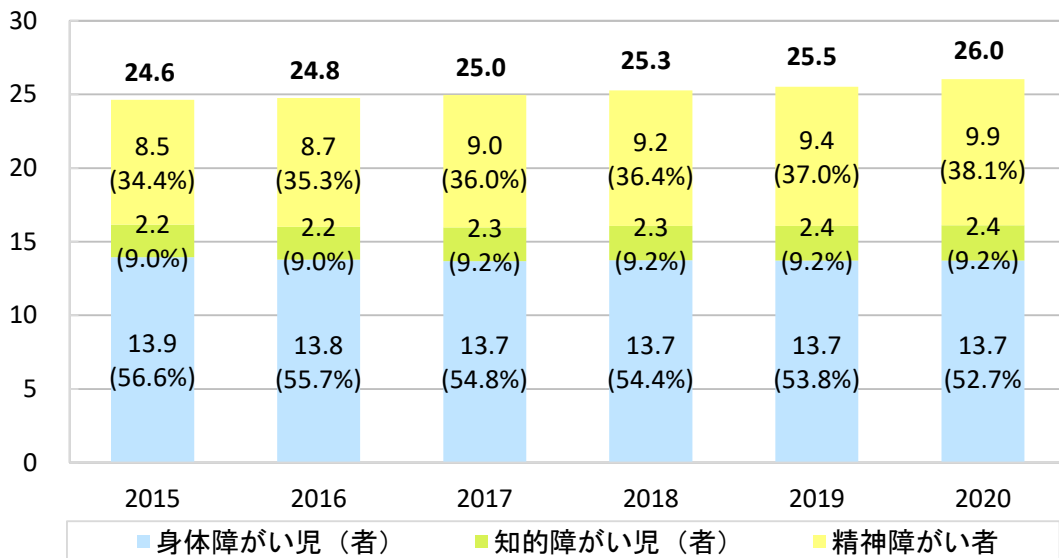
資料：平成27年国勢調査（小地域データ）

1-2. 障がい者

・本市の障がい者数は、近年増加傾向にあり、身体障がい児（者）、知的障がい児（者）は、おおむね横ばいの傾向にあるものの、精神障がい者は増加しています。

● 障がい者数の推移状況

（障がい者数：千人）



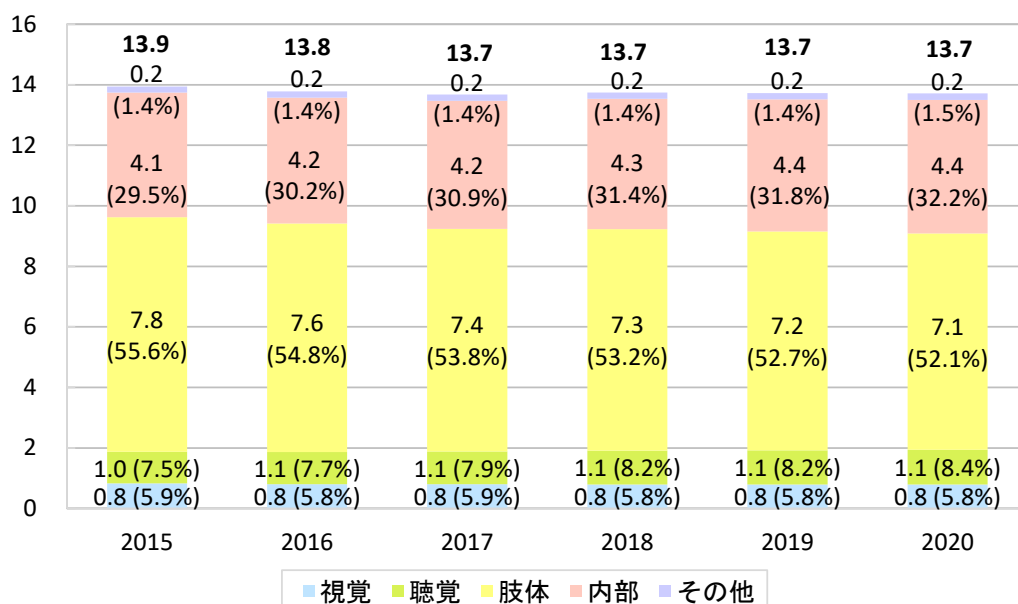
資料：令和3年度版福祉の概要

小数の関係上、各項目の合計値は全数（もしくは100%）とならない場合がある

・身体障がい児（者）の内訳は、「肢体不自由」が最も多く、全体の約半数を占めています。

● 身体障がい児（者）者数の推移

（身体障がい児（者）数：千人）

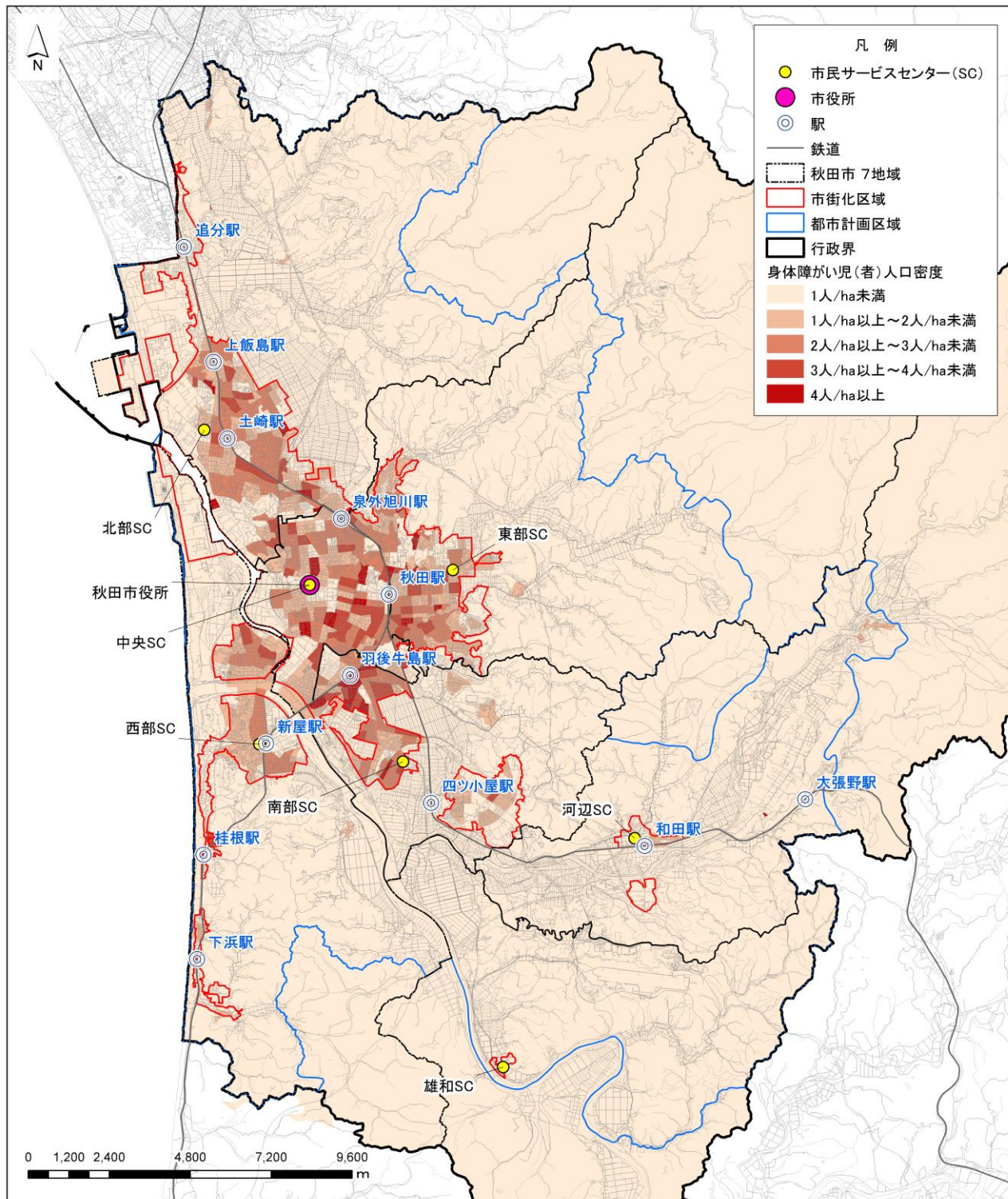


資料：令和3年度版福祉の概要

小数の関係上、各項目の合計値は全数（もしくは100%）とならない場合がある
 その他は「平衡機能」「音声言語、そしゃく」の計とする

・身体障がい児(者)人口密度についても、中心市街地周辺のほか、各鉄道駅の周辺で高くなっています。

● 地域別身体障がい児(者)人口密度の分布状況

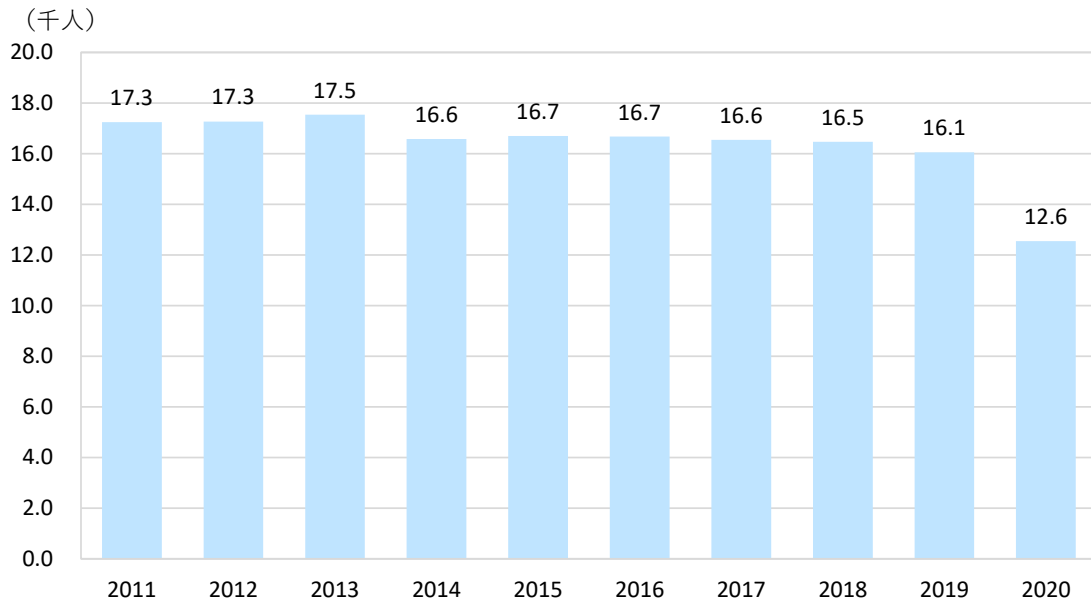


資料：秋田市資料

1-3. 公共交通の動向

- ・鉄道駅の1日の平均乗車人員は、近年、微減傾向にあります。
- ・令和2年(2020年)の乗車人員の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症による影響が推測されます。

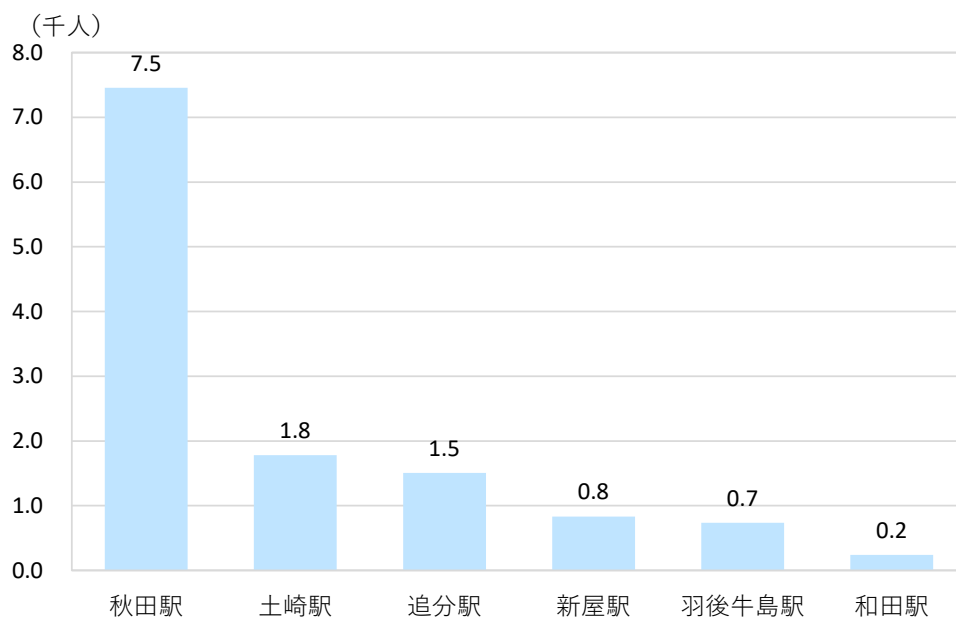
● 鉄道駅の1日の平均乗車人員



資料：東日本旅客鉄道株式会社
秋田駅、土崎駅、追分駅、新屋駅、羽後牛島駅、和田駅の
1日の平均乗車人員を合計して算出

- ・鉄道駅別の1日平均乗車人員は、各路線が集中する秋田駅が最も多く、次いで土崎駅、追分駅、新屋駅の順になっています。

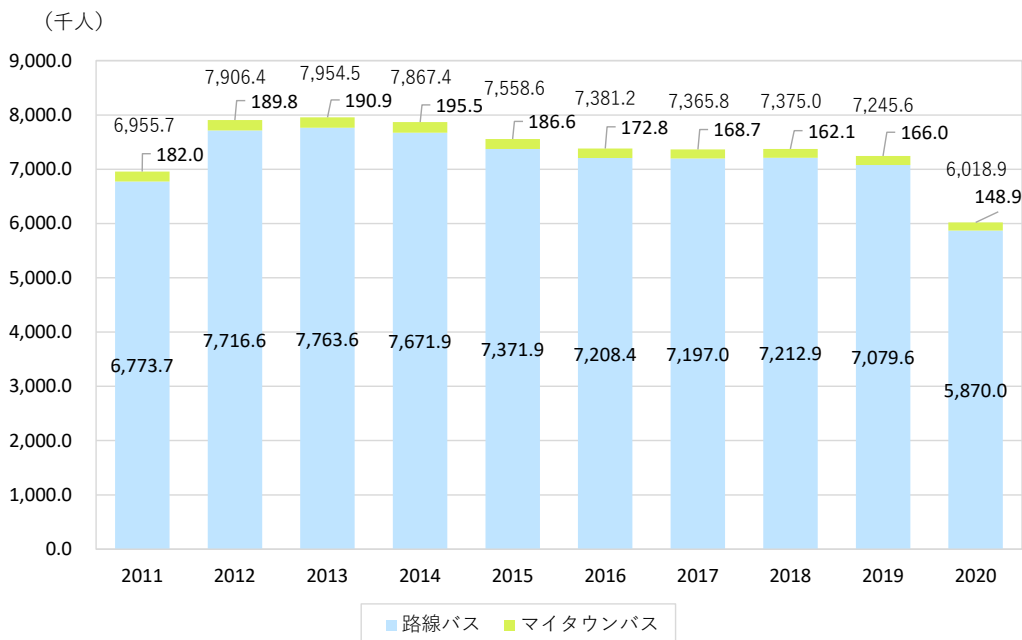
● 鉄道駅別の1日平均乗車人員(令和2年度)



資料：東日本旅客鉄道株式会社

- ・バスの輸送人員については、平成23年（2011年）より開始した高齢者コインバス事業等により、1年あたり約750万人程度の水準を維持していたものの、近年は微減傾向にあります。
- ・令和2年（2020年）の輸送人員の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響が推測されます。

● バスの輸送人員



資料：秋田市

- ・各鉄道駅のバリアフリー化の状況については、令和3年10月時点で以下の表のとおりとなっています。なお、追分駅については、令和5年にエレベーターを設置予定です。
- ・移動等円滑化基準に適合した低床バス（ノンステップバスおよびワンステップバス）は、令和3年3月末時点で全車両数のおよそ7割を占めています。
- ・UD(ユニバーサルデザイン※)タクシーは、令和3年3月末時点において、秋田市内の6事業者で26台保有しています。

● 各鉄道駅のバリアフリー化の状況（令和3年10月時点）

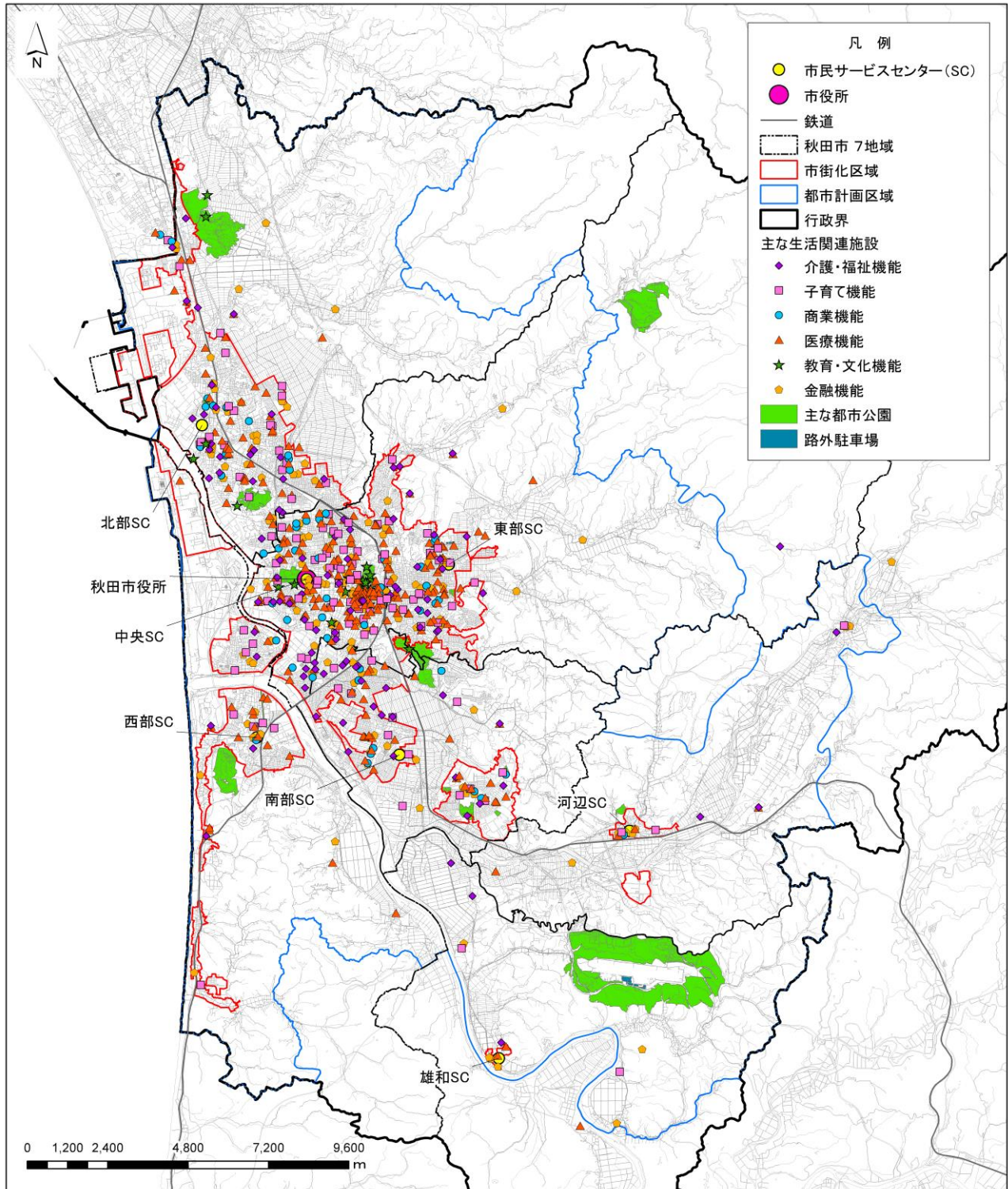
	エスカレーター	エレベーター	シニアカー利用	車いす対応トイレ	点字運賃表
秋田駅	○	○	○	○	○
追分駅	—	—	—	—	—
上飯島駅	—	—	—	—	—
土崎駅	—	○	○	○	○
泉外旭川駅	—	○	○	○	○
羽後牛島駅	—	—	—	—	—
新屋駅	—	—	—	—	—
桂根駅	—	—	—	—	—
下浜駅	—	—	—	—	—
四ツ小屋駅	—	—	—	—	—
和田駅	—	○	—	○	—

資料：東日本旅客鉄道株式会社

1-4. 主な生活関連施設の分布状況

- 生活関連施設の候補施設（介護・福祉機能や子育て機能、商業機能等）は、鉄道駅や各市民サービスセンター周辺等に集積しており、特に秋田駅周辺の中心市街地に集中しています。

● 主な生活関連施設の分布状況



資料：秋田市資料

2. 市民アンケート調査

2-1. 市民アンケート調査概要

市民を対象に実施した、バリアフリーに関するアンケート調査の概要を以下に示します。

● 市民アンケート調査の概要

項目	内容
目的	・秋田市バリアフリーマスタープランの策定にあたり、過去の調査結果との比較検証や、バリアフリーに対する市民意識の把握を目的に、アンケート調査を実施
期間	・令和3年7月12日(月)～7月26日(月)
調査対象	・無作為に抽出する15歳以上の市民(基準日:令和3年4月1日)・・・1,000人 ・市民100人会員・・・103人
調査方法	・郵送による調査(送付および回収)
主な設問項目	・調査対象者の基本的属性 ・外出する際の移動手段と利用施設について ・日常的に利用する施設等の困りごとについて ・バリアフリー等の理解度について ・高齢者や障がい者等が困っている場面での行動等について ・秋田市におけるバリアフリー状況の満足度について ・自由意見
回収結果	・470人(回収率42.6%)

2-2. 回答者の基本的属性

回答者の基本的属性の概要を以下に示します。

● 回答者の基本的属性の概要

項目	内容
性別	・回答者の性別は、男性が47.0%、女性が52.6%、無回答が0.4%となっている。
年齢区分	・回答者の年齢は、「70歳以上」が最も多く25.7%、次いで「60歳～69歳」が25.1%となっており、60歳以上が約50%を占めている。
居住地域	・回答者の居住地域は、「北部地域」が最も多く20.9%、次いで「中央地域」が17.9%となっている。
身体の状態	・回答者の身体の状態は、健常者を示す「いずれにも当てはまらない」が最も多く58.9%、次いで「ケガ・病気などがある」が22.3%となっている。 ・「障害者手帳を保有している」を選択した人(31名:6.6%)のうち、障がいの種類で最も割合が高いのは「肢体不自由」で48.4%となっている。

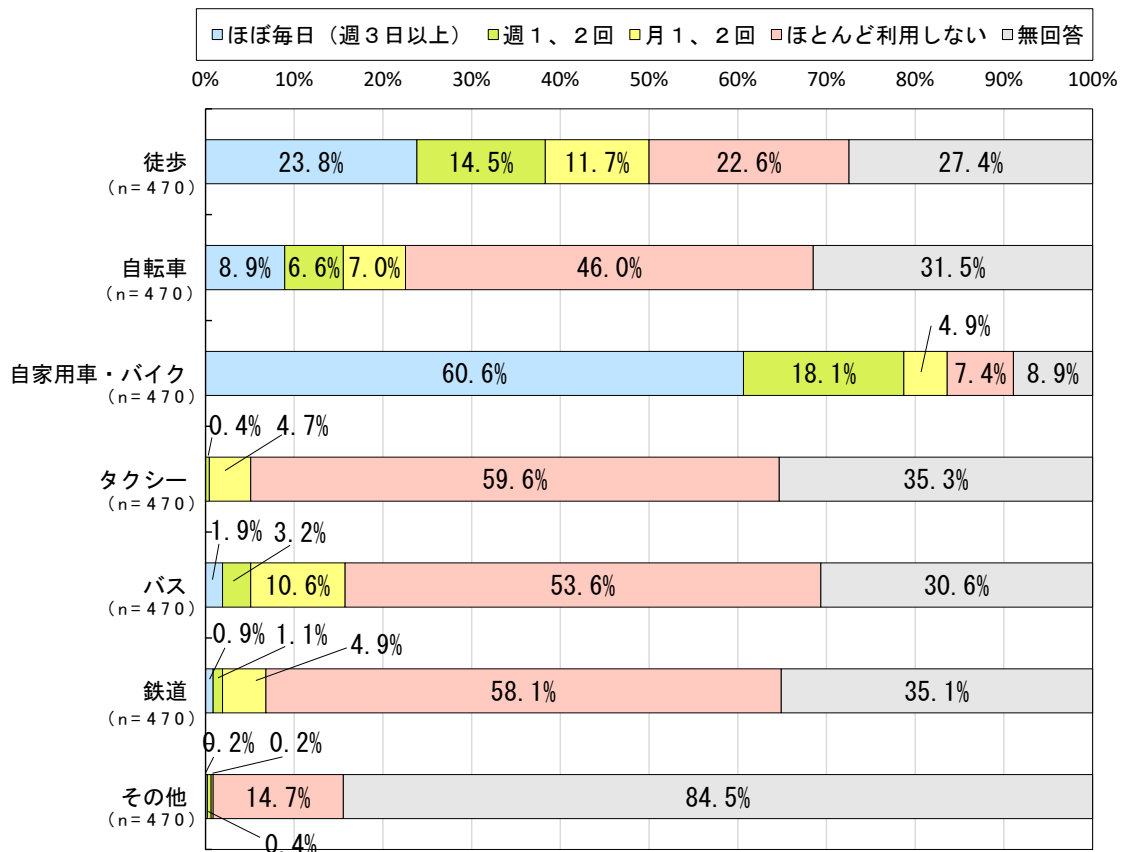
2-3. 市民アンケート調査結果の概要

アンケート調査結果の概要を以下に示します。【s=回答者数、n=回答数】

(1) 外出する際の移動手段と利用施設について

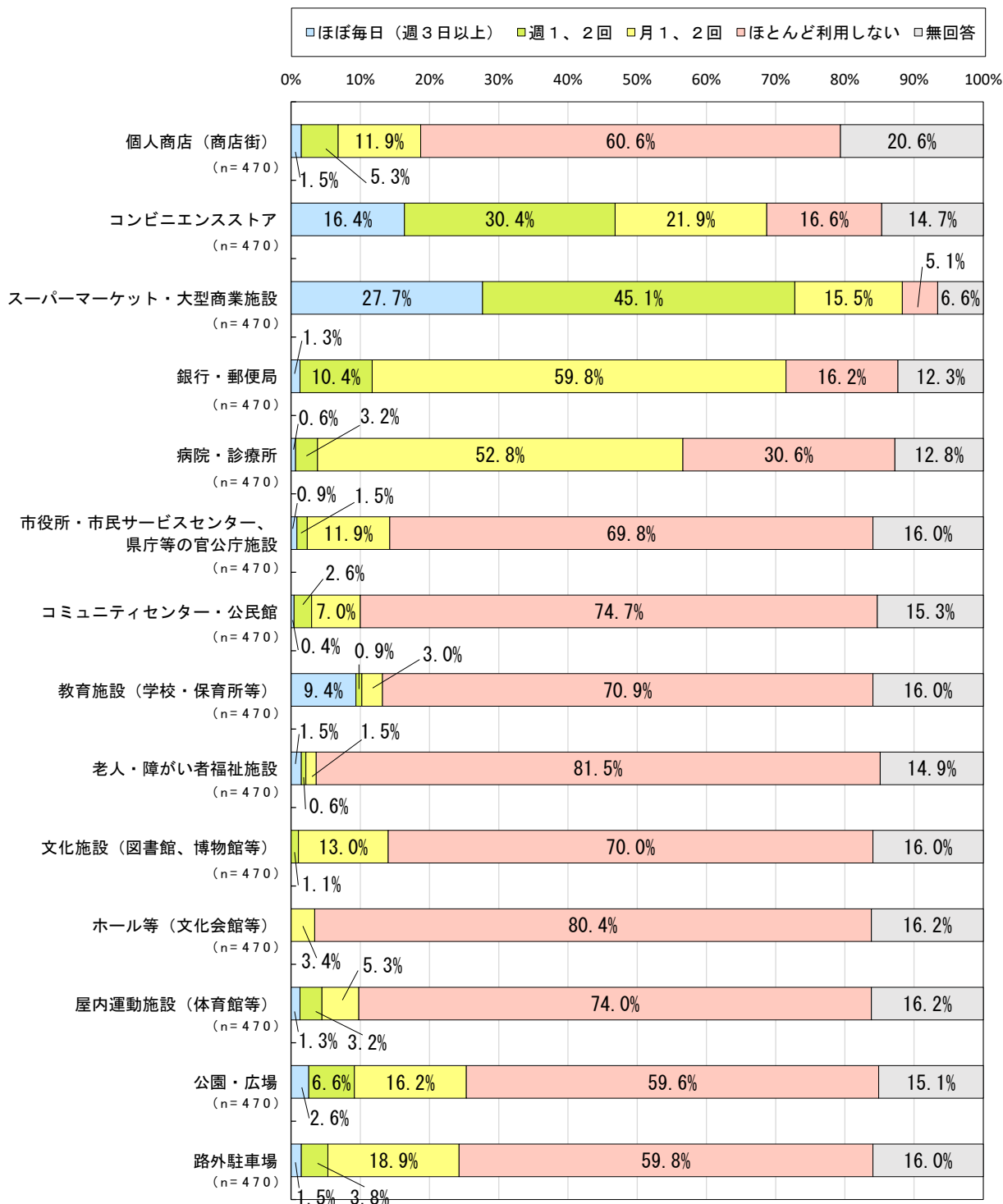
- ・外出する際の移動手段でほぼ毎日利用する人の割合が高いのは「自家用車・バイク」であり、6割以上の人々がほぼ毎日利用しています。

● 各移動手段の利用頻度について



・普段利用する施設で、月1、2回以上利用する人の割合が高いのは「スーパーマーケット・大型商業施設」、「コンビニエンスストア」、「銀行・郵便局」、「病院・診療所」となっており、それぞれ5割を超えています。

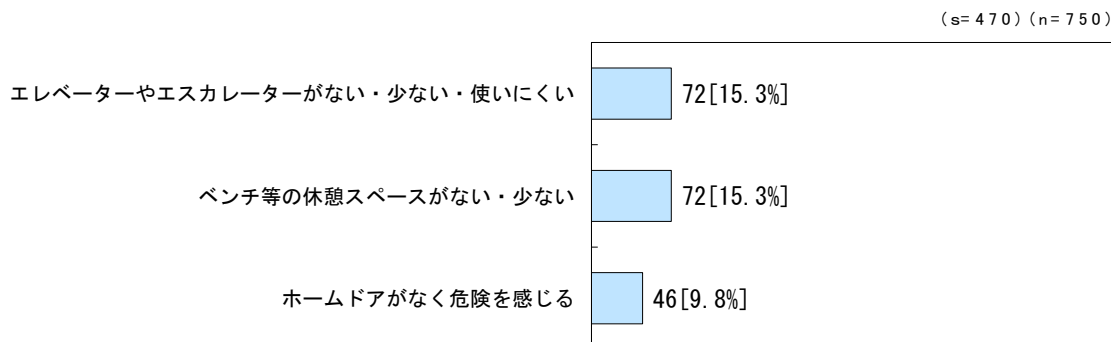
● 主要な施設の利用頻度



(2) 日常的に利用する施設等についての困りごと

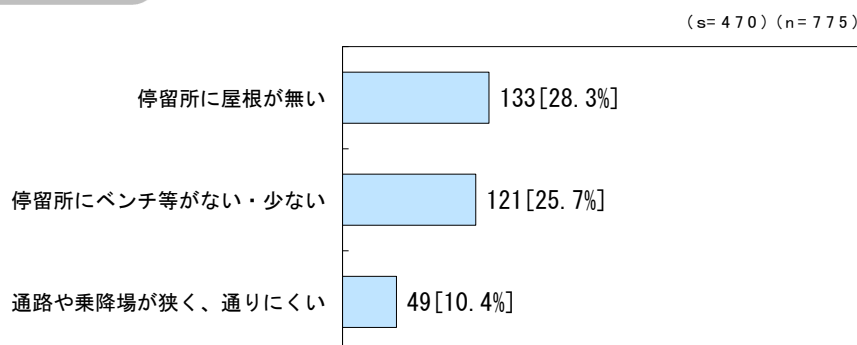
- ・鉄道駅についての困りごとは、「エレベーターやエスカレーターがない・少ない・使いにくい」と「ベンチ等の休憩スペースがない・少ない」がともに15.3%と多くなっています。
- ・バス停についての困りごとは、「停留所に屋根がない」が最も多く、28.3%となっています。
- ・道路についての困りごとは、「道路や歩道が狭く、通りにくい」が最も多く、35.5%となっています。

● 鉄道駅についての困りごと



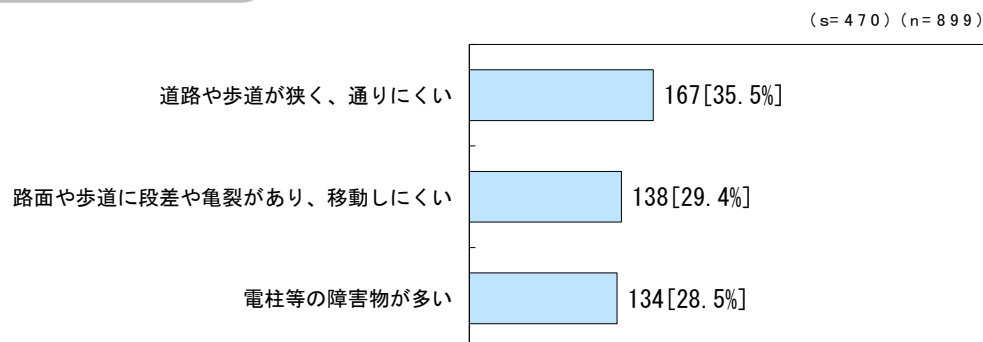
※上記グラフは回答者数に対する比率割合の高い上位3つの選択肢を抽出

● バス停についての困りごと



※上記グラフは回答者数に対する比率割合の高い上位3つの選択肢を抽出

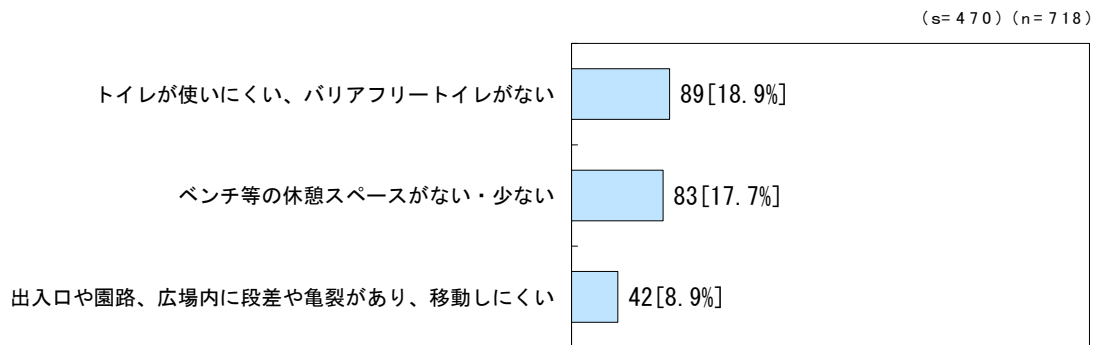
● 道路についての困りごと



※上記グラフは回答者数に対する比率割合の高い上位3つの選択肢を抽出

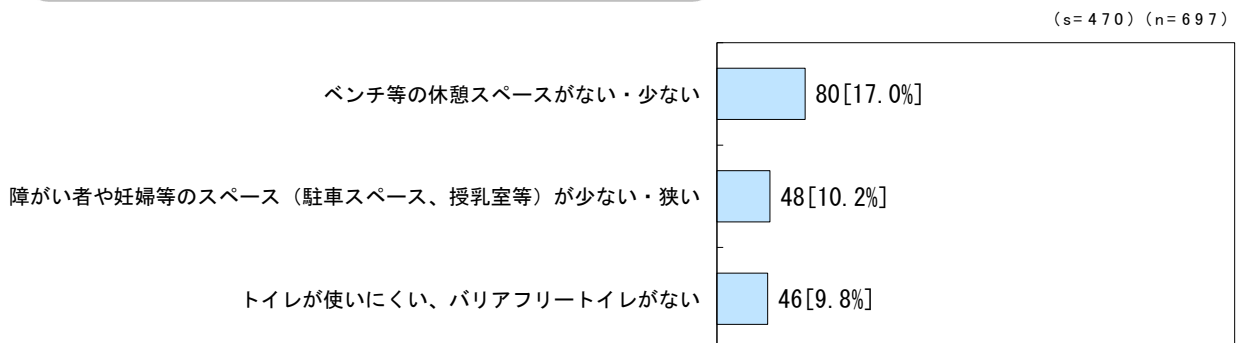
- ・公園についての困りごとは、「トイレが使いにくい、バリアフリートイレがない」が最も多く、18.9%となっています。
- ・商業施設や公共施設等についての困りごとは、「ベンチ等の休憩スペースがない・少ない」が最も多く、17.0%となっています。

● 公園についての困りごと



※上記グラフは回答者数に対する比率割合の高い上位3つの選択肢を抽出

● 商業施設や公共施設等についての困りごと

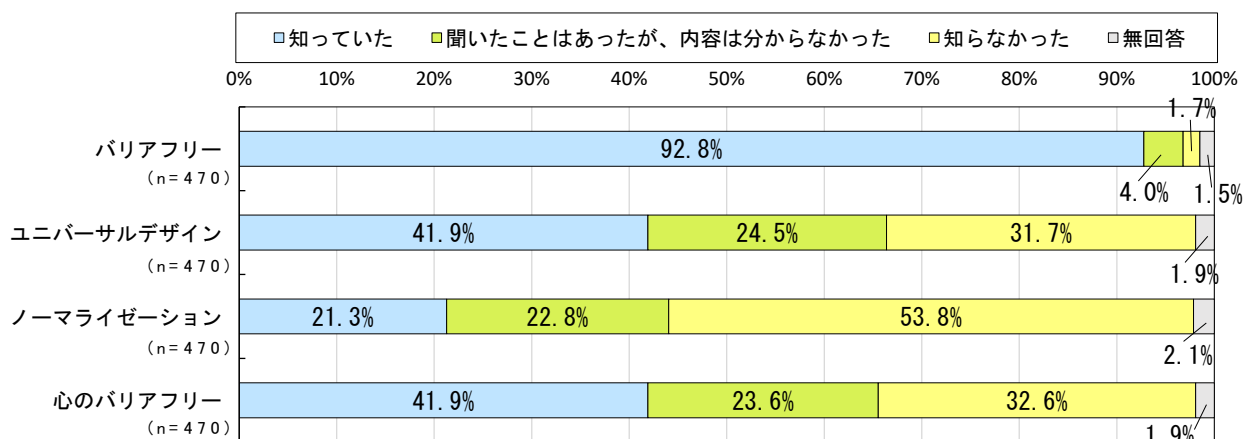


※上記グラフは回答者数に対する比率割合の高い上位3つの選択肢を抽出

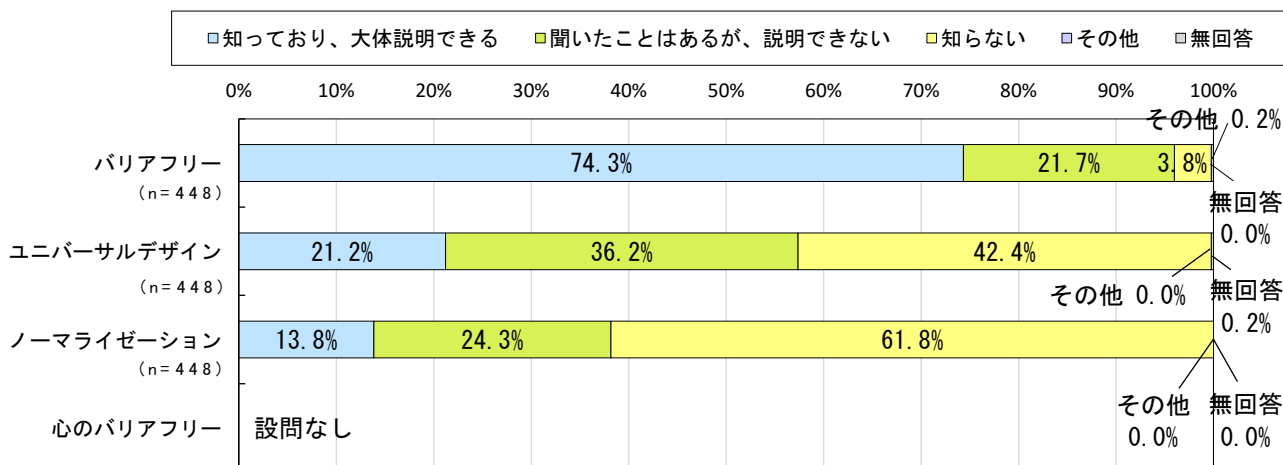
(3) バリアフリー等の理解度について

- ・「バリアフリー」の言葉の意味について、「知っていた」と回答した人は92.8%で、過年度調査と比較すると18.5ポイント増加しました。
- ・「ユニバーサルデザイン※」の言葉の意味について、「知っていた」と回答した人は41.9%であり、過年度調査と比較すると20.7ポイント増加しました。
- ・「ノーマライゼーション※」の言葉の意味について、「知っていた」と回答した人は21.3%であり、過年度調査と比較すると7.5ポイント増加しました。
- ・「心のバリアフリー」の言葉の意味について、「知っていた」と回答した人は41.9%でした。過年度調査では、調査項目になかったため、比較は行っていません。

● バリアフリー等の言葉の理解度【R03】



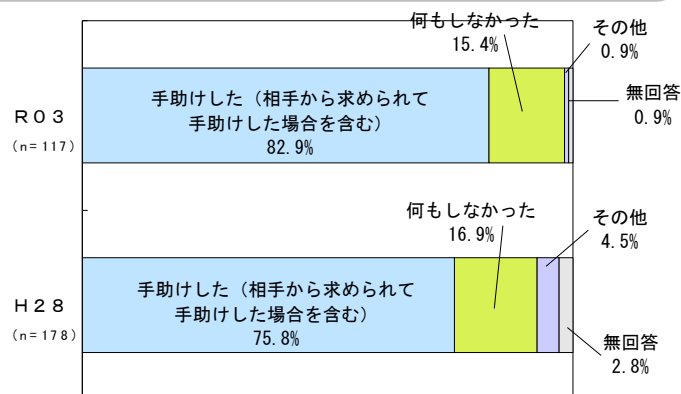
● バリアフリー等の言葉の理解度【H28】



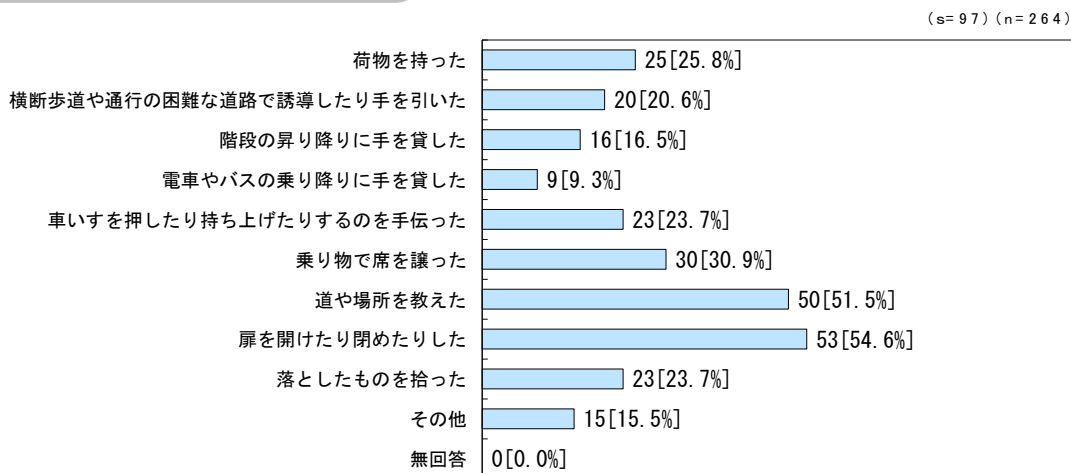
(4) 障がい者や高齢者等が困っている場面での行動等について

- ・障がい者や高齢者等が困っている場面を見かけたことがある人のうち、手助けしたことがある人は82.9%となっており、過年度調査と比較すると7.1ポイント増加しています。
- ・一方、困っている場面を見かけたが手助けをしなかった人は15.4%で、その理由は「手助けしていいものなのか分からなかった」や「どのように手助けしたらいいのか分からなかった」がそれぞれ55.6%、44.4%と多くなっています。

● 障がい者や高齢者等が困っている場面での行動等の変化

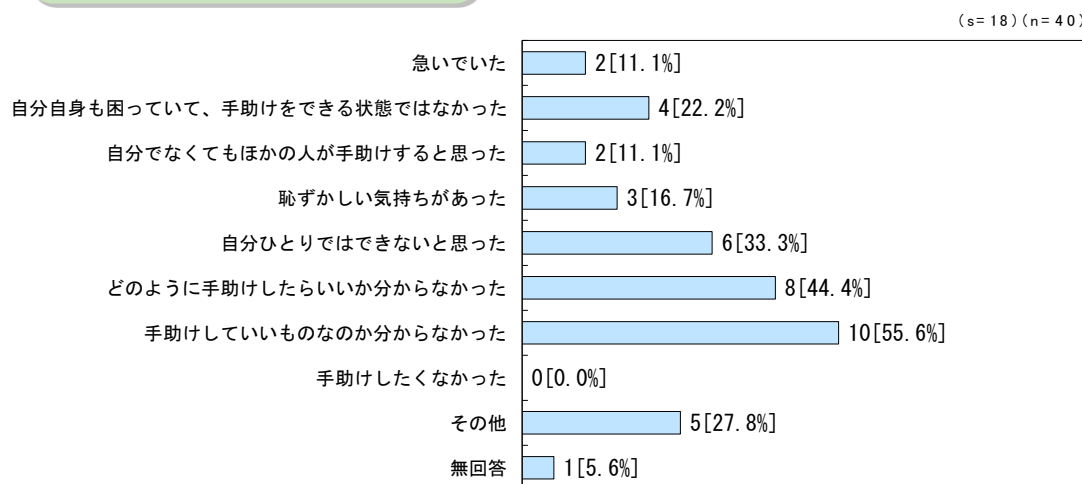


● 具体的な手助けの内容



※上記グラフの集計は、回答者数に対する比率で、各選択肢の割合の合計は100%にならない。

● 手助けをしなかった理由

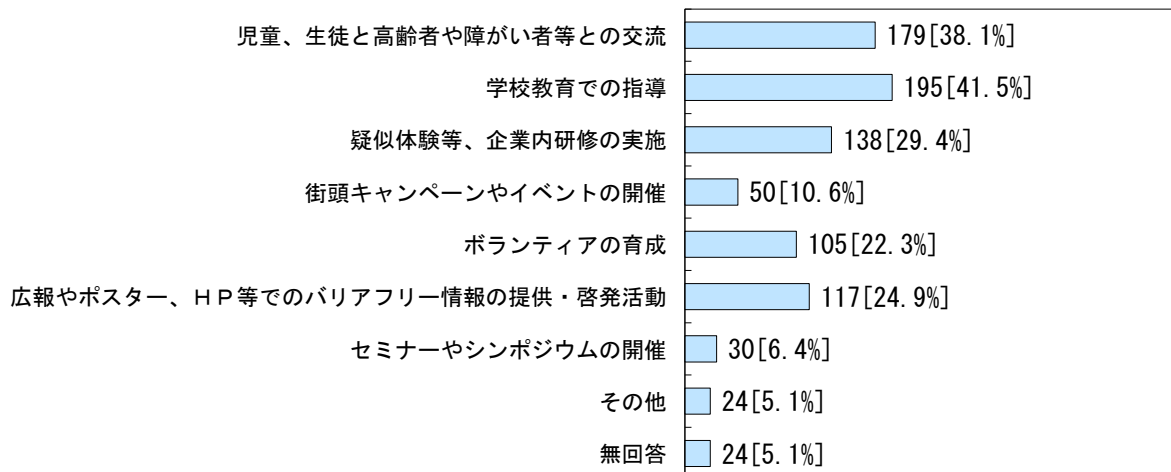


※上記グラフの集計は、回答者数に対する比率で、各選択肢の割合の合計は100%にならない。

・心のバリアフリーを促進させていくために必要なことは、「学校教育での指導」や「児童、生徒と高齢者や障がい者等との交流」がそれぞれ41.5%、38.1%と多くなっています。

● 心のバリアフリーを促進するために必要なこと

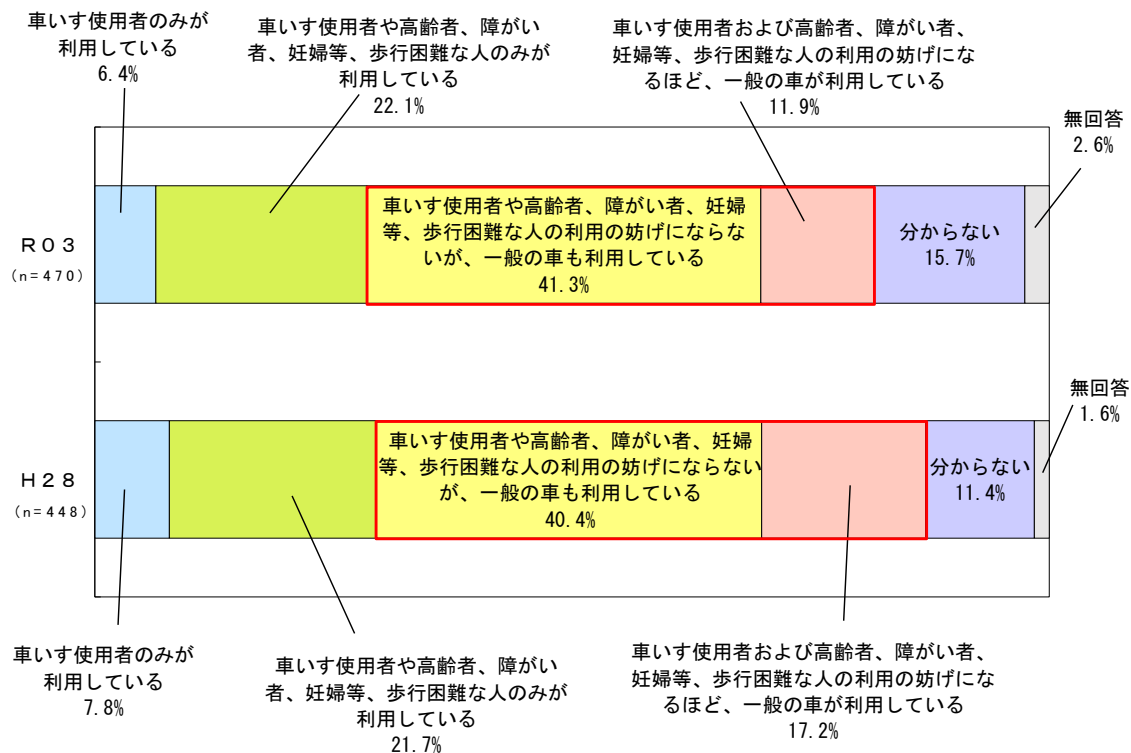
(s=470)(n=838)



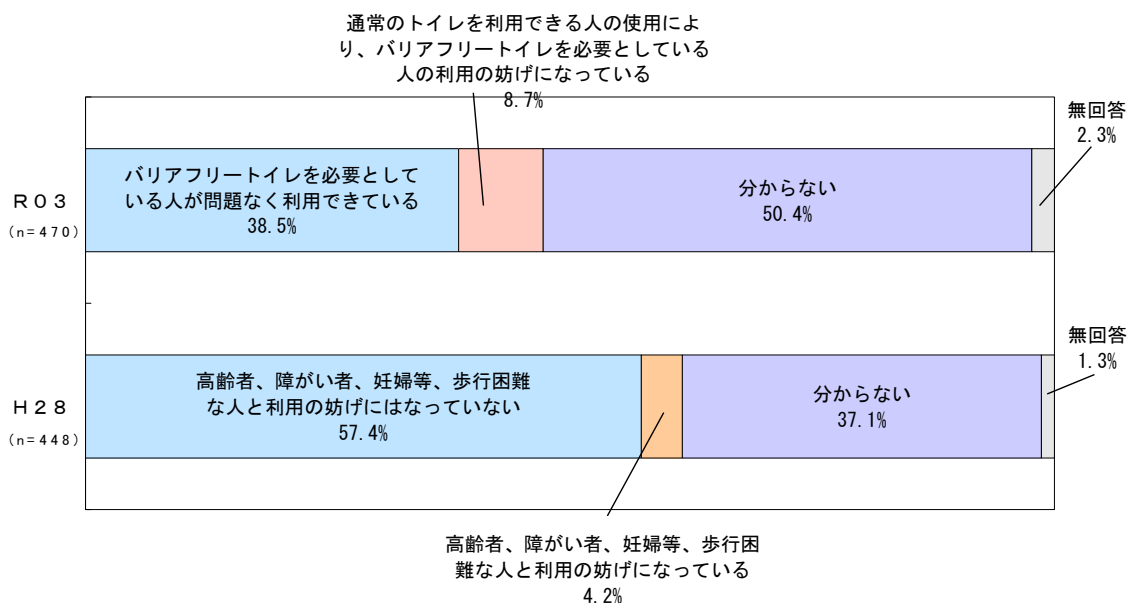
※上記グラフの集計は、回答者数に対する比率で、各選択肢の割合の合計は100%にならない。

- ・障害者等用駐車区画の利用状況については、過年度調査と比較して、「一般の車が利用している」と感じている人の割合が4.4ポイント減少しています。
- ・バリアフリートイレの利用状況については、「通常のトイレを利用できる人の使用により、バリアフリートイレを必要としている人の妨げになっている」と感じている人の割合が4.5ポイント増加しています。

● 障害者等用駐車区画の利用状況の変化



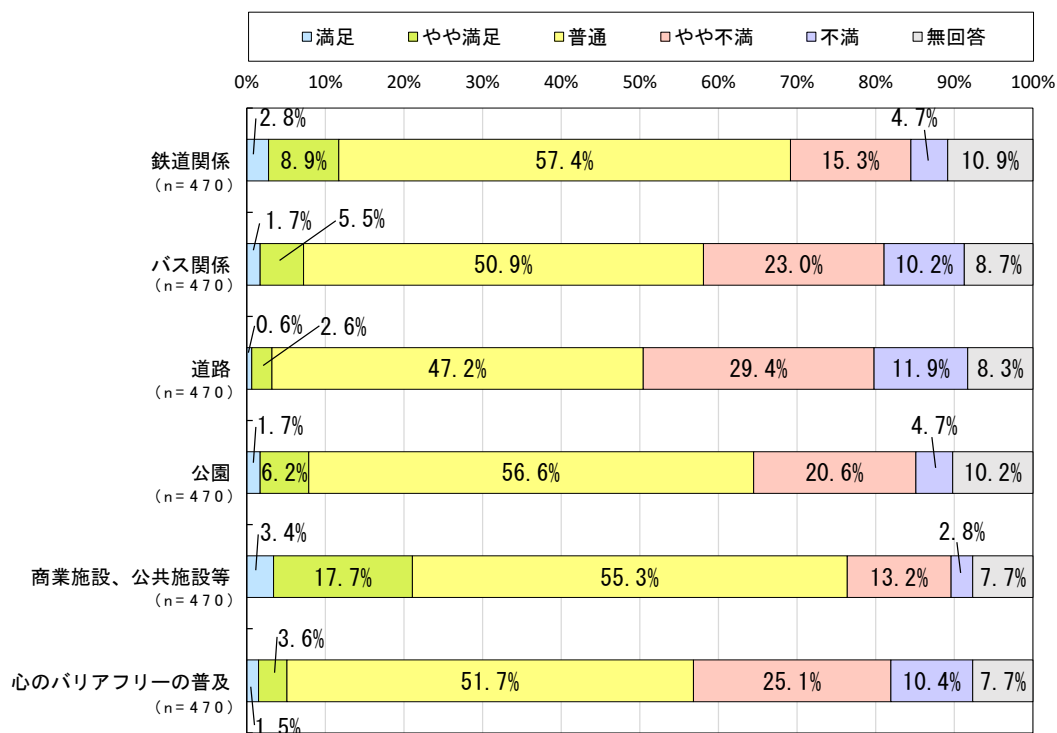
● バリアフリートイレの利用状況の変化



(5) 秋田市におけるバリアフリー状況の満足度について

- ・「満足」、「やや満足」の割合が最も高いのは、「商業施設、公共施設等(21.1%)」で、次いで「鉄道関係(11.7%)」となっています。
- ・「不満」、「やや不満」の割合が最も高いのは、「道路(41.3%)」で、次いで「心のバリアフリーの普及(35.5%)」となっています。

● 秋田市におけるバリアフリー状況の満足度



3. 関係者団体ヒアリング調査

3-1. ヒアリング調査概要

本市の高齢者団体および障がい者団体を対象に実施したヒアリング調査の概要を以下に示します。

● ヒアリング調査の概要と調査団体・実施時期・方法

項目	内容
目的	・実際に施設を利用する高齢者や障がい者から意見を伺い、「秋田市バリアフリー基本構想」(平成23年6月)(以下、旧基本構想)の取組結果を検証するとともに、本市における今後の移動等円滑化における方針等を検討する際の参考とします。
設問項目	・旧基本構想での取組について ・日常生活について ・自由意見

調査団体		調査時期	調査方法
高齢者団体	秋田市老人クラブ連合会	令和2年12月21日	直接聞き取り
障がい者団体	秋田市身体障害者協会	令和2年12月16日	直接聞き取り
	秋田市身体障害者協会車いす部会	令和2年12月16日	直接聞き取り
	秋田市視覚障がい者協会	令和2年12月16日	直接聞き取り
	秋田市ろうあ協会	令和2年12月26日	メール

3-2. ヒアリング調査結果の概要

関係者団体ヒアリング調査結果のうち、今後の課題、要望として挙げられた内容を次ページに示します。

なお、各団体を以下のとおり表記し、意見を整理します。

高:秋田市老人クラブ連合会 身:秋田市身体障害者協会 車:秋田市身体障害者協会車いす部会
視:秋田市視覚障がい者協会 聴:秋田市ろうあ協会

● ヒアリング調査結果(今後の課題、要望のみ抽出)

項目	内容
ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院を建て替え中であるが、建て替え後も問題なく病院を利用できるよう、近隣のバス停から新病院の入口までのバリアフリー化を図ってほしい。(視) ・知的障がい者などに配慮し、止まる位置がわかりやすいように歩道と車道の交差する手前に「足形マーク」の設置を進めた方が良いと思う。(聴) ・夜間照明について、適切な配置を検討してほしい。(聴) ・エスコートゾーンと併せて音響式信号機が整備されているととてもありがたい。(視) ・歩道について、まだ狭いと感じる場所があり、自転車とすれ違う時に危険を感じる。山王大通りくらいの広さがあると良い。(高、身、視、聴) ・点字ブロックが急に曲がって整備されていることがある。もう少しならかなカーブにした方が視覚障がい者にはいいと思う。(身) ・歩道のブロックががたついていたり、小石が多くあると車いすで走行する際の障がいとなる。(身、車) ・駅の改札口や券売機、自動販売機などでバリアを感じる。(車)
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は免許を返納すると公共交通機関での移動がメインになるため、高齢者コインバス事業は引き続き行ってほしい。(高) ・駅での「声かけ・サポート運動」は引き続き取り組んでほしい。(視) ・バリアフリーの普及啓発に係る取組を継続してほしい。(高) ・公共交通機関におけるバリアフリーに関する研修については、引き続き実施すべきである。(身、車) ・バリアフリーの普及啓発において、教育が重要になるため、引き続きバリアフリー教室は行ってほしい。(身、車) ・だいぶ良くなってきてはいるが、障害者等用駐車区画の充実や適正利用に関する取組については今後も継続してほしい。(身、車) ・駅等の施設で、緊急時の案内として放送アナウンスによる伝達では聴覚障がい者は分からない。(聴) ・視覚障がい者にとって駅のホームは非常に怖いものであり、向かいのホームに来た電車を自分の方に来たと勘違いしてホームに落下するケースがある。落下防止のためにホームドアがあれば一番いいが、お金がかかって難しい部分もあると思うので、声かけなどでカバーしてほしい。(視) ・バスの行先音声案内が行われない場面がある。ドアを開ける時に次の行先や目的地を案内してほしい。(視) ・公共交通機関等において、障がい者が利用するとなると、事前に予約が必要なケースが多くある。急に外出しなければならない時など、事前予約が必要なことがバリアになるため、予約がなくても公共交通機関を利用できる環境整備を図ってほしい。(身、車)
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者それぞれの特性に配慮したバリアフリーの充実を図るべきである。(聴) ・高齢者や障がい者等に関係なく、全ての人がお互いに気遣いできるようになっていくことが重要である。(高) ・高齢者や障がい者等の当事者とともに現地を確認し、官民間での問題共有を図りたい。(身、車) ・高齢者や障がい者等の当事者の立場に立ってバリアフリーについて考えてほしい。(身)

3-3. 今後の取組について

関係者団体ヒアリング調査の結果等を踏まえ、令和3年3月にまとめた「秋田市バリアフリー基本構想評価報告書」では、今後のバリアフリーに関する取組に関して、以下のとおり整理しています。

- ・基本構想に位置づけた特定事業が全て終了し、各団体から一定程度の評価を得ている一方で、全ての生活関連経路および準生活関連経路に特定事業を位置づけているものではないことから、利用者の多い交通結節点等を有する重点整備地区については、引き続き、バリアフリー化を図っていく必要がある。また、現重点整備地区に限らず、全市的なバリアフリー化の方針を示し、関係機関等と広く考えを共有することで、更なるバリアフリー化の促進につなげていく必要がある。
- ・ヒアリング調査において、「市立病院の建て替え後も、問題なく病院を利用できるよう、近隣のバス停から新病院の入口までのバリアフリー化を図ってほしい」等の新たな事業について提案があり、周辺環境の変化や時代のニーズに合わせた取組が求められている。
- ・ソフト面での取組に関しては、ヒアリング調査において、バリアフリーの普及啓発に係る取組を引き続き実施していくことを求める声が多く上がっており、「心のバリアフリー」に関する取組を継続して実施し、更なる市民意識の向上を図っていく必要がある。
- ・「高齢者や障がい者等の当事者とともに現地を確認し、官民間での問題共有を図りたい」という意見や、「高齢者や障がい者等の当事者の立場に立ってバリアフリーについて考えてほしい」という意見があるとおおり、当事者と連携を図りながらバリアフリー化を進めて行くことが必要である。

4. 秋田市のバリアフリーに関する課題の整理

これまでの調査内容から本市におけるバリアフリーに関する課題を次のとおり整理します。

◆課題1：誰もが快適に生活ができるバリアフリー環境整備の推進

- ・本市の高齢化率は今後も上昇していくことが想定されていることに加え、障がい者数も増加傾向にあることから、将来的なバリアフリー化に対するニーズの高まりが予想されます。
- ・また、関係者団体のヒアリング調査からは、これまでの重点整備地区における整備を中心に、一定の評価を得ているものの、日常生活に必要な施設や道路等の更なる改善に向けた要望も寄せられています。
- ・そのため、鉄道駅等の旅客施設のほか、官公庁施設や商業施設など、高齢者や障がい者等が日常生活で利用する施設が集積する地区等で、移動や施設利用の際の利便性、安全性の向上に向けた一体的なバリアフリー環境整備が必要です。

◆課題2：「心のバリアフリー」の推進に向けた対応

- ・関係者団体のヒアリング調査から、市民の高齢者や障がい者に対するマナーの向上について一定の評価を得ているほか、市民アンケート調査から、バリアフリーに関する言葉の認知度の向上や、高齢者や障がい者等が困っている場面に遭遇した際の手助けした人の割合の向上がみられることなどから、これまでの本市の取組における一定の成果がみられます。
- ・一方で、関係者団体や市民に対する調査に共通して、バリアフリーの普及啓発等の充実に向けた取組の継続や充実に係る要望が寄せられています。
- ・それらの要望を踏まえ、市民の誰もが円滑な移動、施設の円滑な利用を実現できるよう、ソフト面での対応として「心のバリアフリー」に係る取組の更なる推進が必要です。

◆課題3：市民、事業者、行政等の多様な関係者間における連携の強化

- ・移動や施設利用の際の利便性や安全性の向上に向けたバリアフリーに関するハード整備やソフト面での取組は、実際に施設を利用する市民や関係者等の意見を反映することで、バリアフリーの効果的な推進に繋がります。
- ・また、関係者団体からも、官民間での問題共有を図りたいという要望があったことなどから、ハード・ソフト両面において、多様な関係者間での連携や協働による取組の強化が必要です。

第3章 バリアフリーの基本的な考え方

第2章で整理した課題の解決に向け、第3章では、バリアフリー社会の形成に向けた基本理念を定め、その実現のための基本方針、具体的な取組方針を示します。

○ バリアフリー化促進体系図

基本理念	ともに助け合い、誰もがいきいきと快適に暮らせる、心地よいまち 秋田市			
課題解決に向けた基本方針	快適で円滑な移動等が可能な歩行環境、施設環境の形成	公共交通の利便性・快適性の向上	「心のバリアフリー」の普及・啓発活動の推進	多様な関係者間における協議等の継続的な実施
具体的な取組方針	歩行環境に関する取組方針 施設環境に関する取組方針	公共交通に関する取組方針	「心のバリアフリー」の普及・啓発に関する取組方針	協議機会の創出に関する取組方針

1. 基本理念

本市のバリアフリーに関する課題を踏まえて、将来的に、年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが快適に日常生活を送ることができるバリアフリー環境を形成することや、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等への理解を深め、相互に助け合うことができる社会が実現することを目指し、バリアフリーマスタープランにおける基本理念を以下のとおり設定します。

ともに助け合い、誰もがいきいきと快適に暮らせる、心地よいまち 秋田市

2. 基本方針

課題の解決に向け、より効果的にバリアフリー化を進めるためには、ハード面のみでなく、ソフト面でのバリアフリーについても同時並行で進めることが重要です。

そのため、ハード・ソフトの両方の観点から、バリアフリーマスタープランにおける基本方針を以下のとおり定めます。

□基本方針1：快適で円滑な移動等が可能な歩行環境、施設環境の形成

誰もが、快適で円滑な移動等が可能になる歩行環境および施設環境を形成するため、高齢者や障がい者等の日常的な利用が考えられる官公庁施設や商業施設、公園等の生活関連施設やその間の生活関連経路を中心に、バリアフリー化を促進します。

□基本方針2：公共交通の利便性・快適性の向上

市民の移動手段として重要な役割をもつ公共交通については、その利便性・快適性の向上に向けて、鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化を促進するとともに、設備や車両の改良等を促進します。

□基本方針3：「心のバリアフリー」の普及・啓発活動の推進

高齢者や障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送れるよう、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等に対して理解を深め、支え合うための「心のバリアフリー」の更なる推進を目指し、教育活動や普及・啓発活動などに取り組みます。

□基本方針4：多様な関係者間における協議等の継続的な実施

市民、事業者、行政の多様な関係者間において、バリアフリー化に関する課題やニーズを共有し、効果的なバリアフリー化への取組に繋げるため、継続的に多様な関係者間での協議を行います。

3. 秋田市におけるバリアフリーの取組方針

4つの基本方針に基づき、秋田市におけるバリアフリーの具体的な取組の方針を次のように定め、基本理念に掲げた「ともに助け合い、誰もがいきいきと快適に暮らせる、心地よいまち 秋田市」の実現を目指します。

基本方針Ⅰ：快適で円滑な移動等が可能な歩行環境、施設環境の形成

◆ 歩行環境に関する取組方針

【歩道のバリアフリー化、バリアフリー経路のネットワーク化の促進】

歩道の拡幅や段差・横断勾配の緩和、点字ブロックの設置等を促進し、高齢者、障がい者等を含むすべての人が安全かつ快適に通行できる空間の形成を目指します。

また、バリアフリー化された経路をネットワークとして確保することで、生活関連施設間を安全かつ快適に移動できる空間の形成を目指します。

【音響式信号機やエスコートゾーンの整備促進】

交通量の多い交差点における音響式信号機やエスコートゾーンの整備を促進し、視覚に障がいのある人も安心して横断歩道を渡れる空間の形成を目指します。

【適切な維持・改修の実施】

バリアフリー化された箇所においても、経年劣化による損傷や実際の利用者にとって使いにくい箇所が存在するため、適切な維持・改修を実施します。

◆ 施設環境に関する取組方針

【生活関連施設におけるバリアフリー化の促進】

高齢者、障がい者等を含め、常に多数の人の利用が想定される官公庁施設や商業施設、公園等の生活関連施設について、施設内の出入口における段差の緩和や十分な通路幅の確保、スロープの設置、バリアフリースイールの設置等、誰もが利用しやすい施設内空間の形成を促進します。

【道路からの連続的・一体的なバリアフリー経路の確保】

道路から敷地、施設内に至るまでの経路について、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に施設を利用できるよう、連続的・一体的なバリアフリー化を促進します。

【障害者等用駐車区画の設置促進】

高齢者、障がい者等が、分かりやすく安全に利用できる駐車スペースを確保するため、障害者等用駐車区画の設置を促進するとともに、同駐車区画の適正利用についても周知・啓発を図ります。

【分かりやすい案内表示の整備促進】

障がいの特性や多言語対応等を踏まえた、誰もが分かりやすい案内表示の整備を促進します。

基本方針2：公共交通の利便性・快適性の向上

◆ 公共交通に関する取組方針

【鉄道駅のバリアフリー化の促進】

国の基本方針※に基づき、利用者の多い鉄道駅について、エレベーターの設置等によるバリアフリー化を促進し、誰でも制約なく、スムーズに鉄道を利用できる環境の形成を目指します。

【分かりやすい案内表示の整備促進】

旅客施設においても、料金表や、路線図、乗り継ぎ案内等について、障がいの特性や多言語対応等を踏まえた、誰もが分かりやすい案内表示の整備を促進します。

【低床バスの導入の促進】

低床バスの導入を促進し、車いすやベビーカー、妊娠中の方や足の上げにくいお年寄りも乗降のしやすい環境の形成を目指します。

【UD(ユニバーサルデザイン※)タクシーの導入、利用の促進】

UDタクシーの導入を促進するとともに、市民に対してUDタクシーの周知を図ります。

基本方針3：「心のバリアフリー」の普及・啓発活動の推進

◆ 「心のバリアフリー」の普及・啓発に関する取組方針

「心のバリアフリー」の推進にあたっては、市民や事業者、行政等がそれぞれの立場で、期待されている役割、担っていくべき役割を理解し、協力しながら取り組むことが重要であるため、それぞれの役割を明確化しながら、各種施策を実施するとともに、市民等の主体的な取組を促進していきます。(第5章詳述)

基本方針4：多様な関係者間における協議等の継続的な実施

◆ 協議機会の創出に関する取組方針

学識経験者や障がい当事者、交通事業者、行政の職員等で構成される秋田市バリアフリー協議会を継続的に実施し、バリアフリーに関する課題やニーズの共有、効果的なバリアフリー化に向けた取組の提案や見直し等に繋がります。

第4章 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリーに関する事項

バリアフリーマスタープランの対象区域は秋田市全域ですが、人口の分布状況や高齢者、障がい者等が利用する生活関連施設の集積状況等から、特にバリアフリー化を進めて行く必要がある地区として、移動等円滑化促進地区[※]を設定し、優先的にバリアフリー化を促進していくこととします。

1. 移動等円滑化促進地区等の設定手順

移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」という）の設定にあたっては、最初に、バリアフリー法[※]および国の基本方針[※]の促進地区の要件を踏まえ、候補地区（中心的な施設から半径1km圏内）を抽出し、人口分布や上位関連計画での位置づけ等から評価を行い、本市において移動等円滑化の促進を図るべき箇所を選定します。

その後、選定された箇所において、生活関連施設[※]の立地や生活関連経路[※]の状況、まち歩き点検結果のほか、各箇所の地域特性等を踏まえ、具体の区域を設定し、区域内のバリアフリー化の促進に関する方針を定めます。

○ 促進地区の設定フロー

◆ 促進地区の候補地区の抽出

- ・ バリアフリー法等による促進地区の要件を踏まえ、促進地区の候補地区を抽出します。



◆ 候補地区の評価

- ・ 選定した候補地区を人口分布や上位関連計画での位置づけ等の評価指標から評価を行います。

◆ 促進地区の箇所選定

- ・ 候補地区の中で、特に評価点の高い地区を促進地区の箇所として選定します。



◆ 生活関連施設および生活関連経路の設定について整理

- ・ 促進地区内で定める生活関連施設と生活関連経路について、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」等を参考に考え方を整理します。

◆ まち歩き点検の実施

- ・ 促進地区の箇所として選定された箇所のうち、生活関連経路として設定することが想定される経路を中心にまち歩き点検を実施し、バリアフリー化を進める上で、特に配慮すべき事項を整理します。

◆ 地区特性等を踏まえて促進地区の具体的な区域等を設定

- ・ 促進地区の箇所として選定された地区の中で、生活関連施設の立地状況やまち歩き点検結果、各地区の地域特性等を踏まえて、促進地区の具体的な区域、生活関連施設、生活関連経路を設定し、バリアフリー化の促進に関する方針を示します。

2. 移動等円滑化促進地区の箇所選定

2-1. 促進地区の要件

促進地区は、バリアフリー法*および国の基本方針*で示されている「促進地区の要件」に基づき設定を行います。

○ 促進地区の要件（バリアフリー法第2条23号、国の基本方針より）

項目	バリアフリー法上の位置づけ	補足事項 (国の基本方針の記載内容)
①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区	・生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、 <u>生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区</u> であること。	・「生活関連施設」について、具体的にどの施設を含めるかは、施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定する。 ・「生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区」は、生活関連施設が徒歩圏内に集積する地区。（原則として生活関連施設が概ね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区と見込まれる） ・旅客施設を含まない地区の設定も可能。
②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区	・生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。	・移動等円滑化促進地区は、高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区であることが必要である。
③バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区	・当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。	・「都市機能」は、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等が挙げられる。

2-2. 候補地区の抽出

促進地区の設定にあたっては、複数の候補地区を抽出し、生活関連施設^{*}の分布状況やバリアフリー化の必要性等の観点から評価を行い、促進地区の箇所を選定します。具体的な促進地区の区域については、生活関連施設の立地状況やまち歩き点検の結果等を踏まえて設定します。

促進地区の候補地区は「2-1. 促進地区の要件」で挙げられる3つの要件を踏まえ、「生活関連施設が3施設以上立地している鉄道駅周辺地区」と「市の上位計画等での位置付けがある地区」の2つの視点から、以下『候補地区の抽出結果』のとおり抽出しました。

なお、候補地区のエリアは、地区の中心となる駅や主要な施設等から半径1kmのエリアを対象とします。ただし、「秋田駅周辺」については、上位関連計画における位置づけも踏まえ、中心市街地活性化基本計画^{*}区域を包含するエリアを候補地区とします。

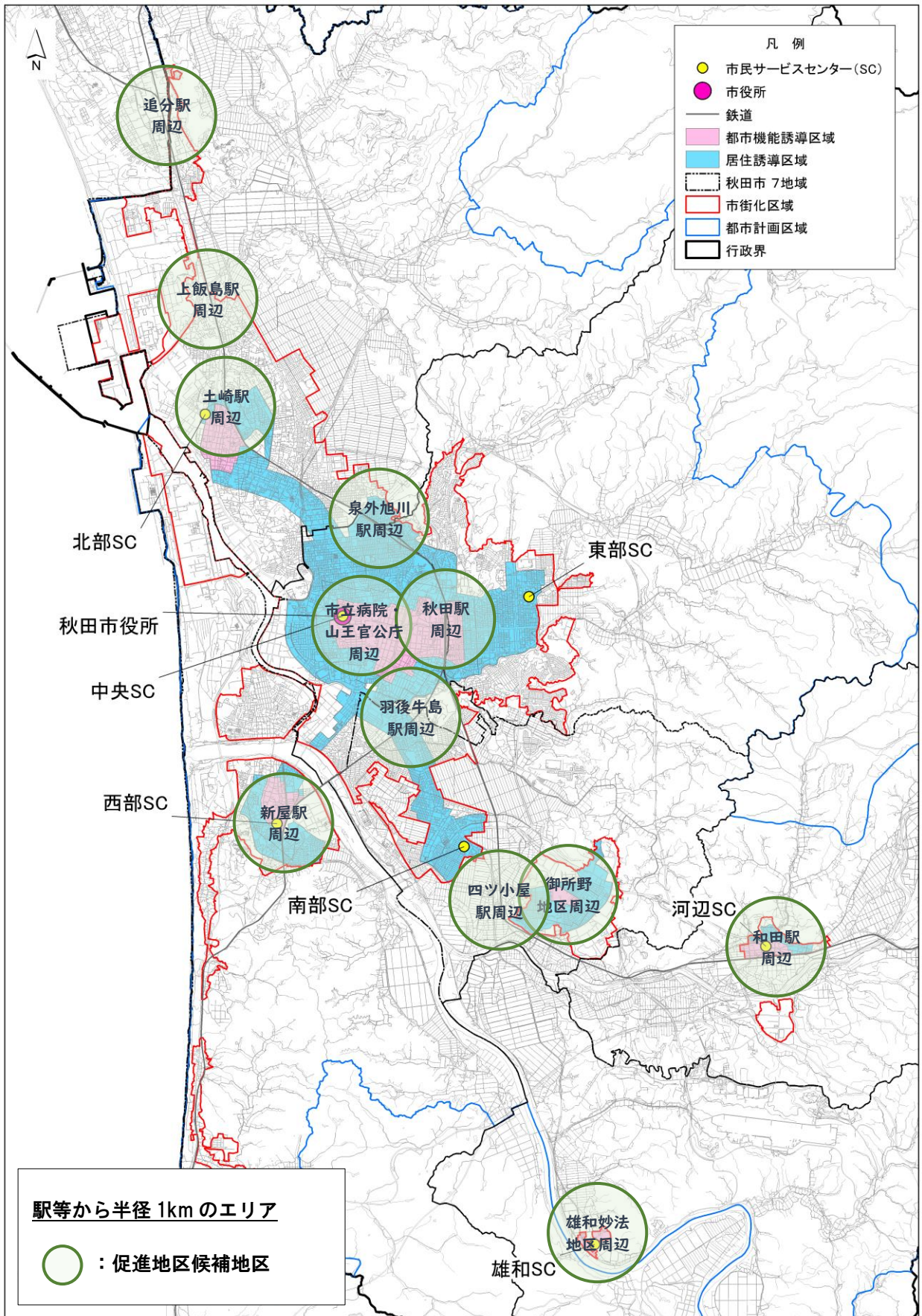
○ 候補地区の抽出要件

バリアフリー法における促進地区の要件	促進地区の候補地区の抽出要件
①生活関連施設があり、かつ、それら の間の移動が通常徒歩で行われ る地区	(ア)生活関連施設が3施設以上立地して いる鉄道駅周辺地区
②生活関連施設及び生活関連経路 についてバリアフリー化の促進が 特に必要な地区	
③バリアフリー化を促進することが、 総合的な都市機能の増進を図る 上で有効かつ適切な地区	(イ)上位計画等での位置付けがある地区 ⇒立地適正化計画 [*] の都市機能誘導区域 [*] に含まれるエリア

○ 候補地区の抽出結果

〈促進地区の候補地区〉		
◇視点(ア)による地区		
・追分駅周辺	・上飯島駅周辺	・土崎駅周辺
・泉外旭川駅周辺	・秋田駅周辺	・羽後牛島駅周辺
・新屋駅周辺	・四ツ小屋駅周辺	・和田駅周辺
◇視点(イ)による地区		
・市立病院・山王官公庁周辺（両施設を結ぶ中点を中心とした地区）		
・雄和妙法地区周辺（「雄和市民サービスセンター」を中心とした地区）		
・御所野地区周辺（「イオンモール秋田」を中心とした地区）		

立地適正化計画の都市機能誘導区域と候補地区の分布状況



2-3. 候補地区の評価

2-2で抽出した候補地区を、以下の評価基準に基づき評価し、促進地区の箇所を選定します。

評価基準は、バリアフリー法[※]に基づき、幅広い市民の利用が想定される主な生活関連施設[※]の立地状況や、人口の分布状況、市の上位計画との整合等に配慮して設定しました。

○ 候補地区の評価基準

評価項目	評価指標	配点	評価基準
①主な生活関連施設の立地状況	生活関連施設の候補施設（介護・福祉機能、子育て機能、商業機能、医療機能、教育・文化機能、金融機能、主な都市公園、路外駐車場）	20点	20施設以上（20点） 10施設以上（10点） 10施設未満（0点）
②鉄道駅の利用者数	鉄道駅の1日平均利用者数（※1）	20点	3,000人以上（※2）（20点） 1,500人以上（10点） 1,500人未満（0点）
③バスの運行状況	候補地区内のバス停のうち、バス（路線バス、マイタウンバス）の運行本数が最も多いバス停の1日平均運行本数（平日と休日の運行本数より算出）	10点	100本以上/日（20点） 50本以上/日（10点） 50本未満/日（0点）
④人口分布	候補地区全体の平均人口（7,363人）との比較	10点	7,363人以上（10点） 7,363人未満（0点）
⑤高齢者分布	候補地区全体の平均高齢者数（2,012人）との比較	20点	2,012人以上（10点） 2,012人未満（0点）
⑥上位計画との整合	立地適正化計画 [※] における都市機能誘導区域 [※] ・居住誘導区域 [※] の指定状況	20点	都市機能誘導区域の指定有り（20点） 居住誘導区域のみ指定有り（10点） 誘導区域の指定無（0点）
合計		100点	

※1 鉄道駅の利用者は乗車した駅で降車するものと仮定し、「JR鉄道駅別の1日平均乗車人員」（2020年・東日本旅客鉄道株式会社ホームページ）を倍増させて算出する。なお、データのない駅については1,500人未満（0点）の扱いとする。

※2 国の基本方針[※]において、1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅（秋田市内では秋田駅、土崎駅および追分駅）を対象に、エレベーターの設置等による段差の解消等について、整備目標を定めていることから、利用者数3,000人を目安として評価基準を設定している。

評価基準に基づき、促進地区候補地区の評価結果を以下に示します。

促進地区の区域については、評価点の高い「秋田駅周辺地区」「土崎駅周辺地区」「新屋周辺地区」「市立病院・山王官公庁周辺地区」の4つの箇所を選定します。

なお、促進地区の具体的な区域については、生活関連施設*の立地状況やまち歩き点検の結果等を踏まえて設定します。

追分駅周辺は促進地区の箇所を選定しませんが、1日あたりの平均利用者数が3,000人以上となる追分駅については、国の基本方針*に基づき、エレベーターの設置等による段差の解消等、バリアフリー化を促進します。

また、令和3年3月に開業した泉外旭川駅の周辺については、駅の利用者数や生活関連施設の動向等を踏まえて、今後、促進地区への設定等を検討します。

促進地区候補地区の評価結果

地区	指標	主な生活 関連施設	鉄道駅の 1日平均 利用者数	バス 1日平均 運行本数	地区内 人口	地区内 高齢者人口	誘導区域 指定状況	合計
追分駅周辺	12施設		3,014人	55本	3,182人	982人	居:×,都:×	
	10点		20点	10点	0点	0点	0点	40点
上飯島駅周辺	10施設		—	121本	9,584人	2,696人	居:×,都:×	
	10点		0点	20点	10点	10点	0点	50点
土崎駅周辺	45施設		3,558人	111本	13,170人	4,400人	居:○,都:○	
	20点		20点	20点	10点	10点	20点	100点
泉外旭川駅周辺	27施設		—	52本	14,713人	3,557人	居:○,都:×	
	20点		0点	10点	10点	10点	10点	60点
秋田駅周辺	156施設		14,912人	783本	16,549人	4,693人	居:○,都:○	
	20点		20点	20点	10点	10点	20点	100点
羽後牛島駅周辺	31施設		1,470人	39本	15,693人	4,749人	居:○,都:×	
	20点		0点	0点	10点	10点	10点	50点
新屋駅周辺	19施設		1,666人	168本	9,986人	2,543人	居:○,都:○	
	10点		10点	20点	10点	10点	20点	80点
四ツ小屋駅周辺	5施設		—	30本	2,920人	563人	居:○,都:×	
	0点		0点	0点	0点	0点	10点	10点
和田駅周辺	10施設		484人	14本	1,911人	583人	居:○,都:○	
	10点		0点	0点	0点	0点	20点	30点
市立病院・ 山王官公庁周辺地区	53施設		—	290本	14,605人	3,398人	居:○,都:○	
	20点		0点	20点	10点	10点	20点	80点
雄和妙法地区周辺	6施設		—	37本	288人	131人	居:○,都:○	
	0点		0点	0点	0点	0点	20点	20点
御所野地区周辺	39施設		—	128本	6,443人	1,214人	居:○,都:○	
	20点		0点	20点	0点	0点	20点	60点

3. 生活関連施設および生活関連経路の設定について

3-1. 生活関連施設および生活関連経路の考え方

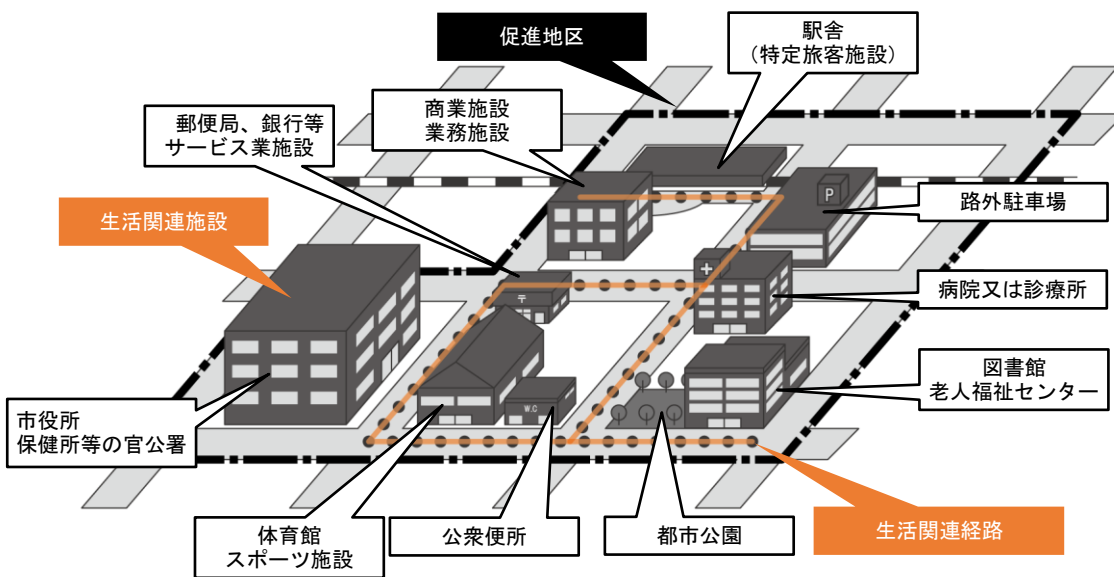
生活関連施設は高齢者や障がい者等を含め、常に多数の人が利用する施設であり、生活関連経路は生活関連施設相互間の経路のことを指します。

バリアフリーマスタープランでは、促進地区内において、具体的な生活関連施設および生活関連経路を設定し、そのバリアフリー化の促進に関する方針を示すこととなります。

生活関連施設および生活関連経路の設定にあたっては、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）」を参考に、市民アンケート調査の結果等を踏まえ、設定します。

なお、面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、現状で移動等円滑化が図られている施設や経路についても、その立地状況等を勘案し、必要に応じて生活関連施設や生活関連経路への位置づけを検討します。

○ 促進地区内イメージ図



◎生活関連施設の考え方

◆常に多数の人が利用する施設を選定する

旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等は、高齢者や障害者等だけでなく、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）の多様な来訪者が多いため生活関連施設としての優先度は高くなります。これらについて、施設利用者数や入場者数を考慮し、生活関連施設として設定します。また、国・都道府県・市町村が管理する施設については、率先して生活関連施設に位置づけることにより、民間事業者や住民への啓発を行う等、地域の移動等円滑化をけん引することが重要です。

いくつかの市町村では、事前に利用者アンケート調査やヒアリング等を実施し、利用頻度の高い施設・経路を把握している事例も見られます。

◆高齢者、障がい者等の利用が多い施設を選定する

老人ホーム・障害者支援施設等高齢者・障害者が多く居住する施設、福祉サービス施設・老人福祉センター・（障害者）地域活動支援センター等の高齢者・障害者等の利用が多い施設は、生活関連施設としての優先度が高いと考えられます。

◎生活関連経路の考え方

◆より多くの人が利用する経路を選定する

生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する必要があります。

◆生活関連施設相互のネットワークを確保する

（上記以外で生活パターンに即したネットワークを選定する）

生活関連施設相互の連絡に配慮し、移動等円滑化促進地区内のネットワークを構成することが重要です。また、一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましいと考えられます。

資料：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

3-2. 生活関連施設の設定基準

生活関連施設については、移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省)の内容を参考に、市民アンケート調査の結果等を踏まえ、以下のとおり設定基準を定めます。

生活関連施設設定基準一覧

区分	種類・基準
旅客施設	鉄道駅
官公庁施設	県庁・市役所
	警察署・交番・裁判所
	税務署
	市民サービスセンター
	コミュニティセンター
金融機関	郵便局・銀行(ATMを除く、全ての対象施設)
教育・文化施設等	学校(小・中・高等学校・大学)
	図書館
	市民会館・市民ホール・文化ホール
	博物館・美術館・資料館等
保健・医療・福祉施設	病院(20床以上の施設)
	高齢者・障がい者福祉施設(通所系)
子育て支援施設	幼稚園、保育園、認定こども園等
商業施設	大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡以上の施設)
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等(50室以上の施設)
公園・運動施設	公園(総合公園・運動公園・近隣公園・都市緑地)
	体育館・武道館・その他屋内施設
観光施設	主要な観光施設
路外駐車場	バリアフリー法※に基づく特定路外駐車場:500㎡以上かつ料金を徴収している路外駐車場のうち、道路附属物・公園施設・建築物・建築物に附属しているものを除く

4. まち歩き点検

4-1. まち歩き点検の目的

これまでの整備により改善された点や残された問題点等を確認し、今後のバリアフリーに関する取組で配慮すべき点を整理することを目的に、生活関連施設*や生活関連経路*への設定が想定される箇所について、秋田市バリアフリー協議会に参画する障がい者団体等の協力のもと、まち歩き点検を実施しました。

【まち歩き点検の様子】



4-2. 秋田駅周辺地区におけるまち歩き点検の実施概要

◆実施日：令和3年10月12日（火）および同年10月14日（木）

◆参加団体：

実施日	参加団体
10月12日（火）	秋田市老人クラブ連合会
	秋田市視覚障がい者協会
	秋田市身体障害者協会車いす部会
10月14日（木）	NPO 法人秋田バリアフリーネットワーク
	秋田市身体障害者協会
	秋田市ろうあ協会

◆点検箇所

にぎわい交流館 AU（1階、2階）

⇒仲小路（12日）および広小路（14日）の歩道

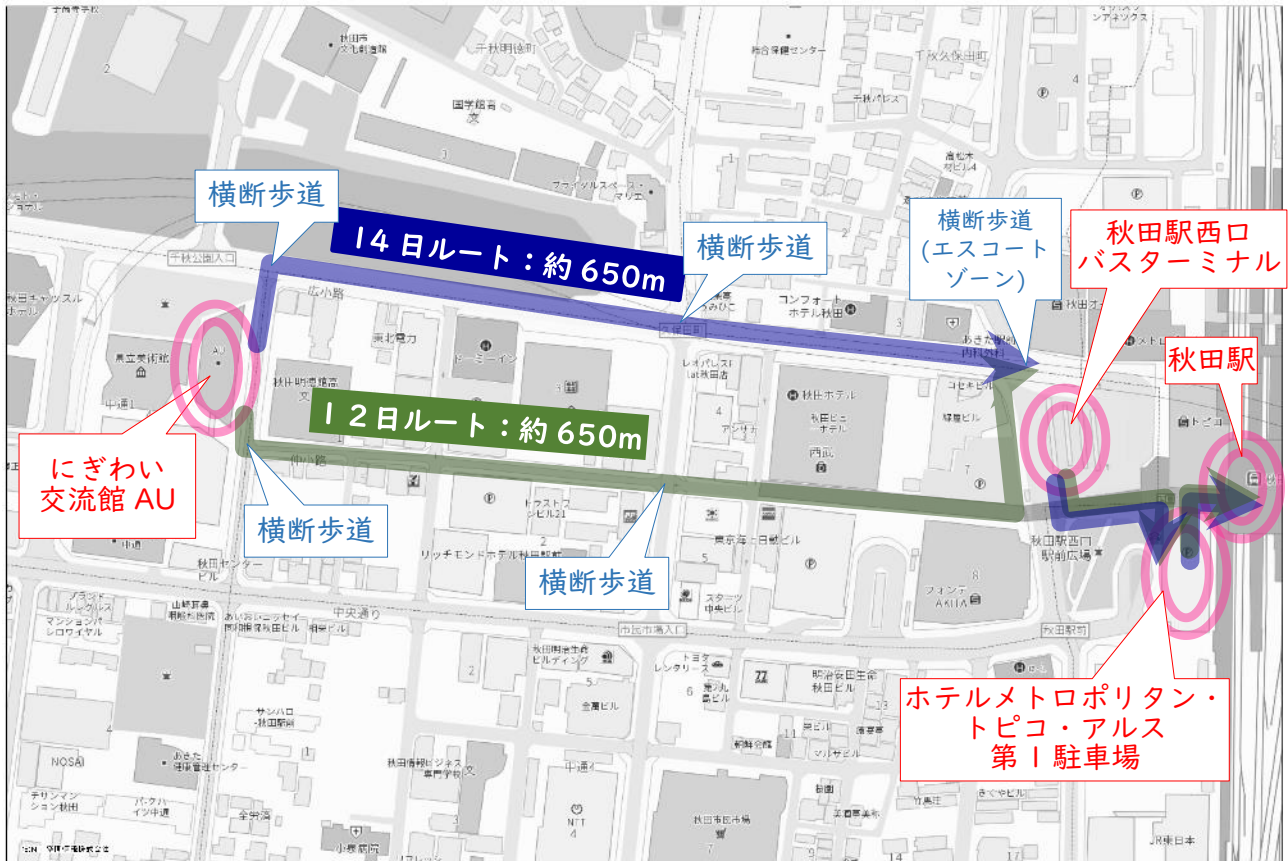
⇒秋田駅西ロバスターミナル

⇒ホテルメトロポリタン・トピコ・アルス第1駐車場（2階）

⇒秋田駅（中央改札まで）



【点検箇所図】



4-3. 点検結果

まち歩き点検の中で挙げられた主な意見を以下に示します。

◆歩道、横断歩道

- 歩道から建物入口まで点字ブロックが連続していて良い。
- × エスコートゾーンの突起が摩耗している箇所や、点字ブロックが剥がれている場所があるため、メンテナンスが必要
- × 横断勾配がきついと、車いすで移動するには大変であるため、できるだけ緩くして欲しい。(横断勾配が3.0%~4.0%程度の箇所が上がった意見)
- × 平板舗装がガタガタしていて、車いすで通行する際に衝撃を受ける。
- × ブロック系舗装は凹凸が大きい材料だと車いすで通行する際に障がいを感じる。
- × 点字ブロックと花壇等の位置が近く、少しずれると足をぶつけてしまうことになるため危険
- × 点字ブロックが連続していない地点がある。
- × 点字ブロックが舗装と同系色だと弱視の方が視認しにくい。



(建物まで連続した点字ブロック)



(花壇等が点字ブロックに近い)



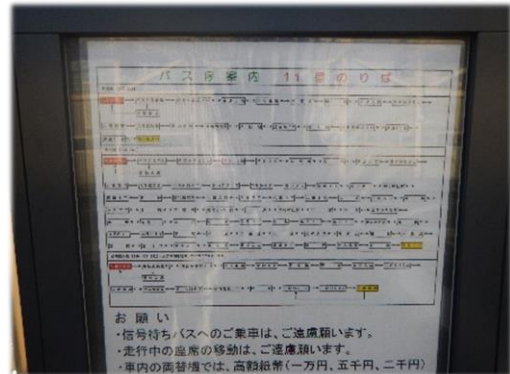
(剥がれている点字ブロック)

◆公共交通機関の施設

- きっぷ売り場の足下に奥行きが設けられており、車いす使用者でも券売機を扱いやすい。
- 音声案内や点字表記がされている案内図があり、視覚障がい者にも配慮されている。
- × 精算所等に、聴覚障がい者への配慮を表す「耳マーク」の立札があると良い。
- × 券売機がタッチパネル操作であるため、視覚障がい者は操作ができない。
- × バス停留所に設置している時刻表や案内図の文字が小さく、細かいため見にくい



(車いす使用者でも使いやすい券売機)



(バス停案内図)

◆建築物

- 通路の傾斜を知らせる表示があり、危険を察知しやすく良い。
- エレベーターが2台あり、広さも十分であるため、車いす使用者も使いやすい。
- エレベーターに音声案内があり、視覚障がい者も使いやすい。
- × 施設入口からバリアフリートイレまで向かう通路やエレベーターを出た後の進行方向にも点字ブロックを設置してほしい。
- × 聴覚障がい者への配慮を表す「耳マーク」の立札を、目立つ位置に設置してほしい。
- × 案内表示が小さく、細いため認識しにくい。また、ベンチに座った人で案内図が隠れてしまわないように配置を工夫してほしい。
- × バリアフリートイレの扉の鍵の位置が低く、車いす使用者は使いやすいが、視覚障がい者の人が見つけにくい、上下に2つ設置しているとありがたい。
- × バリアフリートイレの手洗い場について、足下の奥行きがなく、車いす使用者が使おうすると足がぶつかってしまう。



(傾斜に関する注意喚起)



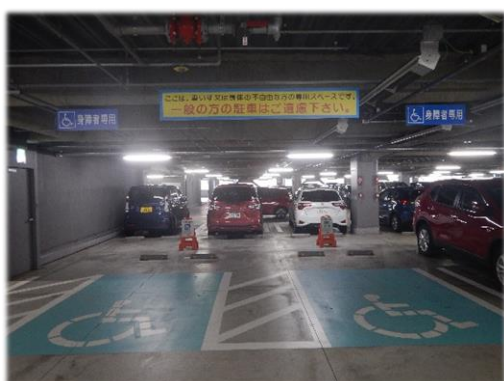
(エレベーター出入口に点字ブロックがない)



(鍵が手すりの下のみの扉)

◆駐車場

- 障害者等用駐車区画の上に一般の方は利用できない旨を表示した看板を分かりやすく掲げていて良い。
- × 車いす使用者用の駐車区画については、認識しやすくするために路面に青色の着色を行ってほしい。
- × 障害者等用駐車区画においても、車いす使用者用と車いす使用者以外用があり、必要な駐車スペースの幅も違うため、施設管理者は混同してしまわないようにしてほしい。
- × 障害者等用駐車区画の周辺に、緊急時の連絡先等を記載した分かりやすい案内を設置してほしい。



(一般の方への注意喚起看板)



(路面が青色塗装されていない駐車区画)

◆心のバリアフリーに関すること

- × 点字ブロックの上に自動車が停車し、視覚障がい者の通路を塞いでしまっていた。
- × 視覚障がい者は便座を上げられたままと便器にはまってしまう可能性があるため、使い終わったら必ず便座を下げてほしい、もしくは自動で下がるものにしてほしい。



(点字ブロック上に駐車された自動車)



(便座があがったままのバリアフリートイレ)

4-4. まち歩き点検のまとめ

まち歩き点検で挙げられた意見をもとに、バリアフリー化を進める上で、特に配慮すべき事項を以下のとおりまとめます。

配慮事項1 面的・一体的なバリアフリー化

まち歩き点検において、点字ブロックが途切れてしまっている箇所や、歩道と施設敷地の境界部分で段差が生じていて、車いすで乗り越えていくことが困難な箇所等が散見されました。

誰もが移動等に不自由なく、快適に過ごすことのできる環境を形成するには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、面的・一体的にバリアフリー化を進めていく必要があります。



(歩道と駐車場敷地との段差)

配慮事項2 適切な維持・改修

本市ではこれまでもバリアフリー化に関する事業を数多く進めてきており、高齢者や障がい者等を含め、市民の移動等の円滑化を図ってきたところです。

しかし、一度整備が完了した箇所においても、経年劣化による損傷や実際の利用者にとっては使いにくい箇所が存在するため、適切な維持・改修を行う必要があります。



(摩耗してしまったエスコートゾーン)

配慮事項3 移動等を安全に快適に行うための情報提供と「心のバリアフリー」の普及・啓発

まち歩き点検では、案内表示に関する意見を数多くいただきました。障がい等の有無にかかわらず、移動等を安全に快適に行うためには、分かりやすい案内表示の充実を図る必要があります。

また、まち歩き点検を行っている際にも、点字ブロック上に停車している自動車が見受けられました。このような無配慮による新たなバリアの創出を防ぐため、「心のバリアフリー」の普及・啓発を図る必要があります。



(入口に音声案内のあるトイレ)

5. 移動等円滑化促進地区等の設定

本章の「2. 移動等円滑化促進地区の箇所選定」により選定を行った「秋田駅周辺地区」「土崎駅周辺地区」「新屋駅周辺地区」「市立病院・山王官公庁周辺地区」の4地区について、候補となるエリア(地区の中心となる駅や主要な施設等からの半径1kmのエリア)を基本に、前項までに整理した内容や上位関連計画での地区の位置づけ等を勘案し、移動等円滑化促進地区*の具体的な区域、生活関連施設*、生活関連経路*を設定します。

なお、区域の境界等については、基本的に、道路等の地形・地物で明確に分かるように設定を行います。

また、生活関連施設について、同一の建築物内で複数の機能を持つ場合は、代表的な施設名称で生活関連施設へと位置づけます。

例:秋田市庁舎内には中央市民サービスセンターや秋田銀行がありますが、「秋田市庁舎」で表現します。

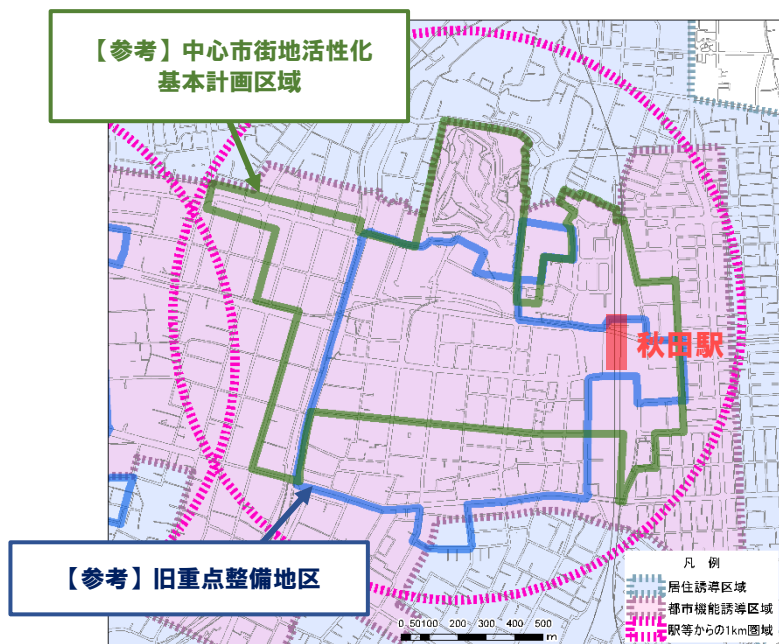
5-1. 秋田駅周辺地区

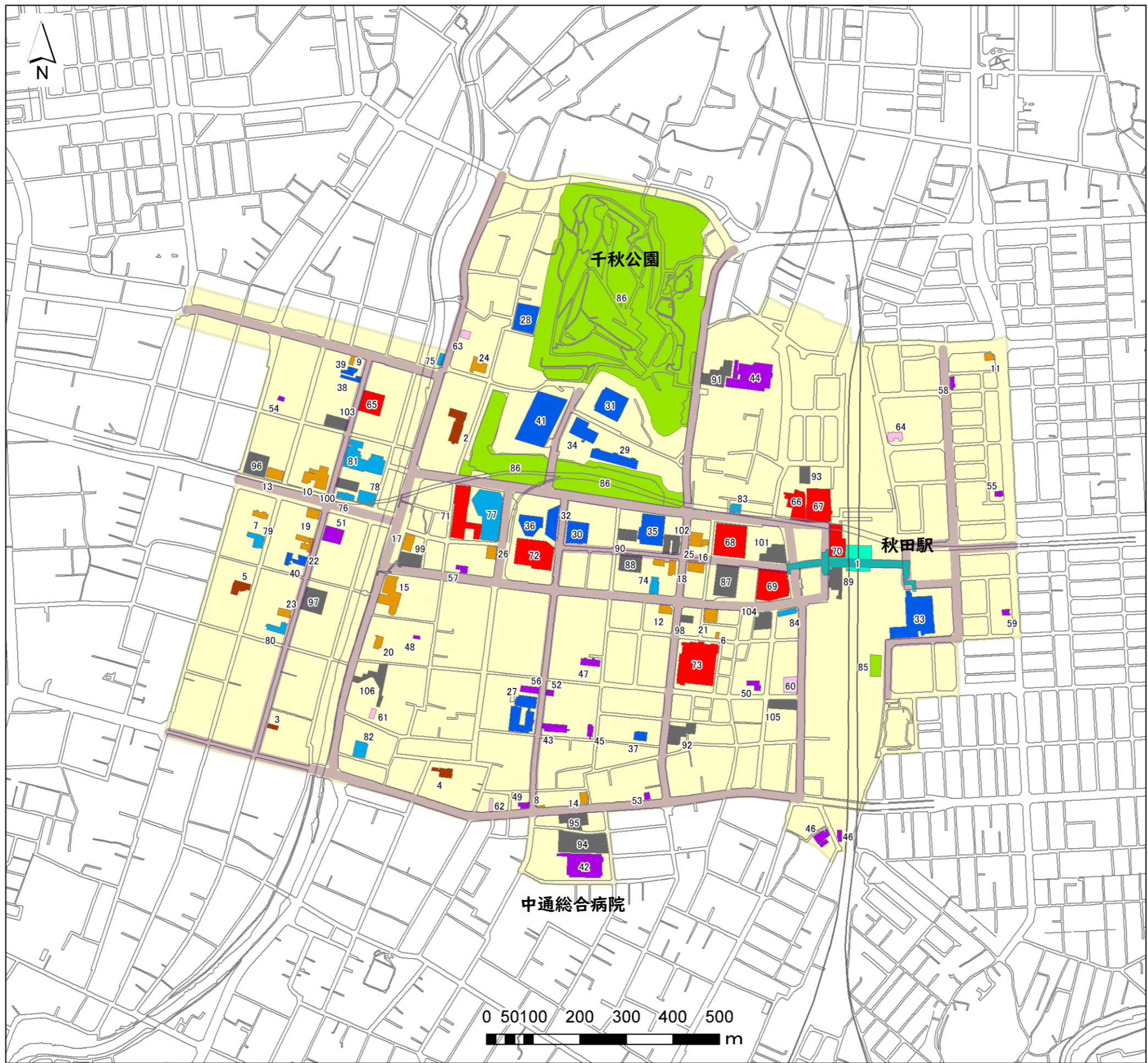
秋田駅の周辺は、本市の主要な交通結節点である秋田駅を中心に、商業・業務施設が集積しており、公共交通、商業・業務の拠点となっているとともに、千秋公園やエリアなかいちが立地するなど、観光・交流の拠点にもなっています。

また、本地区(エリアなかいちから半径1kmのエリア)に包含される秋田市中心市街地活性化基本計画*において、本市の中心市街地として設定されたエリアは、秋田市の「顔」として、また、本市および都市圏の発展を牽引する中心拠点として位置づけられ、その再生・活性化を積極的に図っていくものとしています。

そのため、秋田駅周辺地区における促進地区の区域は、中心市街地活性化基本計画*区域を基本とし、立地適正化計画*や過去の交通バリアフリー基本構想による位置づけ、高齢者や障がい者等を含めた地域住民の日常的な利用が想定される生活関連施設の立地状況等を勘案し、次ページに示すとおり促進地区、生活関連施設および生活関連経路を設定します。

● 過去計画・関連計画等の計画区域





秋田駅周辺地区

面積: 187.43ha

令和3年4月時点

- 凡例
- 生活関連経路
 - 生活関連施設
 - 旅客施設
 - 官公庁施設
 - 金融機関
 - 教育・文化施設
 - 保健・医療・福祉施設
 - 子育て支援施設
 - 商業施設
 - 宿泊施設
 - 公園・運動施設
 - 観光施設
 - 路外駐車場
 - 移動等円滑化促進地区

秋田駅周辺地区における生活関連施設

令和3年4月時点

区分	番号	名称
旅客施設	1	秋田駅
官公庁施設	2	秋田中央警察署
	3	秋田中央警察署 大町交番
	4	秋田南税務署
	5	旭北地区コミュニティセンター
金融機関	6	秋田駅前郵便局
	7	秋田大町郵便局
	8	秋田中通六郵便局
	9	秋田通町郵便局
	10	日本銀行／秋田支店
	11	秋田銀行／手形支店
	12	秋田銀行／秋田駅前支店
	13	秋田銀行／大町支店
	14	秋田銀行／南通り支店
	15	北都銀行／本店
	16	北都銀行／秋田駅前支店
	17	みずほ銀行／秋田支店
	18	ゆうちょ銀行／秋田店
	19	岩手銀行／秋田支店
	20	北日本銀行／秋田支店
	21	七十七銀行／秋田支店
	22	秋田信用金庫／本店
	23	荘内銀行／秋田支店
	24	JA 秋田なまはげ／本店
	25	商工組合中央金庫秋田支店
	26	あすか信用組合秋田支店
教育・文化施設	27	中通小学校
	28	秋田令和高等学校
	29	国学館高等学校
	30	秋田明德館高等学校
	31	中央図書館明德館
	32	秋田市にぎわい交流館
	33	秋田拠点センターアルヴェ
	34	秋田市文化創造館
	35	アトリオン
	36	秋田県立美術館
	37	あきた文学資料館
	38	旧金子家住宅

区分	番号	名称
教育・文化施設	39	ねぶり流し館(民族芸能伝承館)
	40	赤レンガ郷土館
	41	あきた芸術劇場ミルハス(令和4年6月オープン予定)
保健・医療・福祉施設	42	中通総合病院
	43	中通リハビリテーション病院
	44	秋田県立循環器・脳脊髄センター
	45	飯川病院
	46	細谷病院
	47	小泉病院
	48	HSS秋田事業所
	49	スプラウト
	50	はッピーわーきん
	51	協働ワークアップ
	52	リハプライド中通
	53	中通地域包括支援センター幸ザ・サロン
	54	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」秋田大町校
	55	デイサービス リ・あくと
	56	認知症対応型通所介護あさの杜
	57	白樺
	58	手形ハウス
59	アキタネット	
子育て支援施設	60	きらきら保育園秋田駅前
	61	ほっくんキッズハウス
	62	南通りすこやか保育園
	63	やどめ保育園
	64	あさひ保育園
商業施設	65	サンパティオ大町
	66	秋田オーパ
	67	アルス
	68	西武秋田店
	69	フォンテ秋田
	70	トピコ
	71	木内百貨店
	72	エリアなかいち商業施設
	73	秋田市民市場

区分	番号	名称
宿泊施設	74	リッチモンドホテル秋田駅前
	75	アパホテル<秋田千秋公園>
	76	ホテルパールシティ秋田 竿燈大通り
	77	秋田キャッスルホテル
	78	ダイワロイネットホテル秋田
	79	ホテルパールシティ秋田 川反
	80	アルバートホテル秋田
	81	イーホテル秋田アネックス
	82	秋田天然温泉ルートイングランティア秋田SPA RESORT
	83	コンフォートホテル秋田
	84	ホテルアルファワン秋田
公園・運動施設	85	秋田ノーザンゲートスクエア
	86	千秋公園
路外駐車場	87	秋田市公営駐車場
	88	アトリオン南駐車場
	89	ホテルメトロポリタン・トピコ・アルス第1駐車場
	90	リパーク秋田仲小路駐車場
	91	秋田脳研センター駐車場
	92	ヤマニパーキング
	93	ホテルメトロポリタン・トピコ・アルス第2駐車場
	94	中通総合病院第1駐車場
	95	中通総合病院第2駐車場
	96	タイムズ秋田大町駐車場
	97	ランデックパーキング大町
	98	リパーク秋田中通り四丁目
	99	Dパーキング秋田中通一丁目第1
	100	リパーク秋田大町二丁目
	101	秋田駅前駐車場
	102	秋田仲小路駐車場
	103	大町パーキング
104	中通四丁目パーキング	
105	タイムズ秋田中通駐車場	
106	北都ビルディング駐車場・リパーク駐車場	

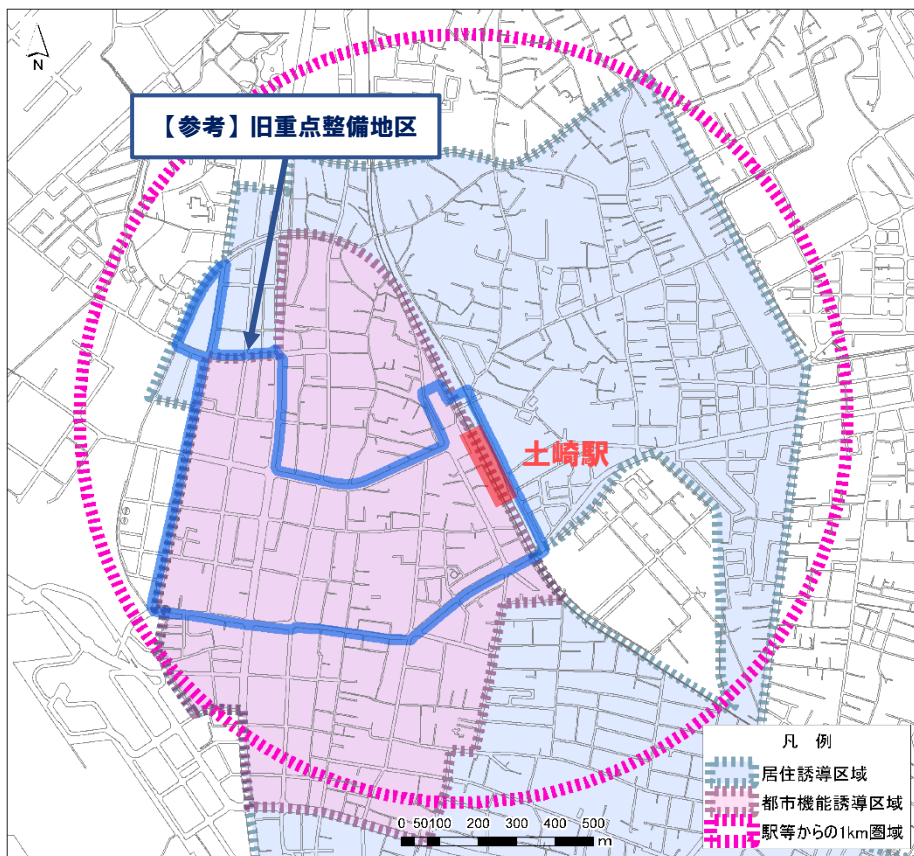
5-2. 土崎駅周辺地区

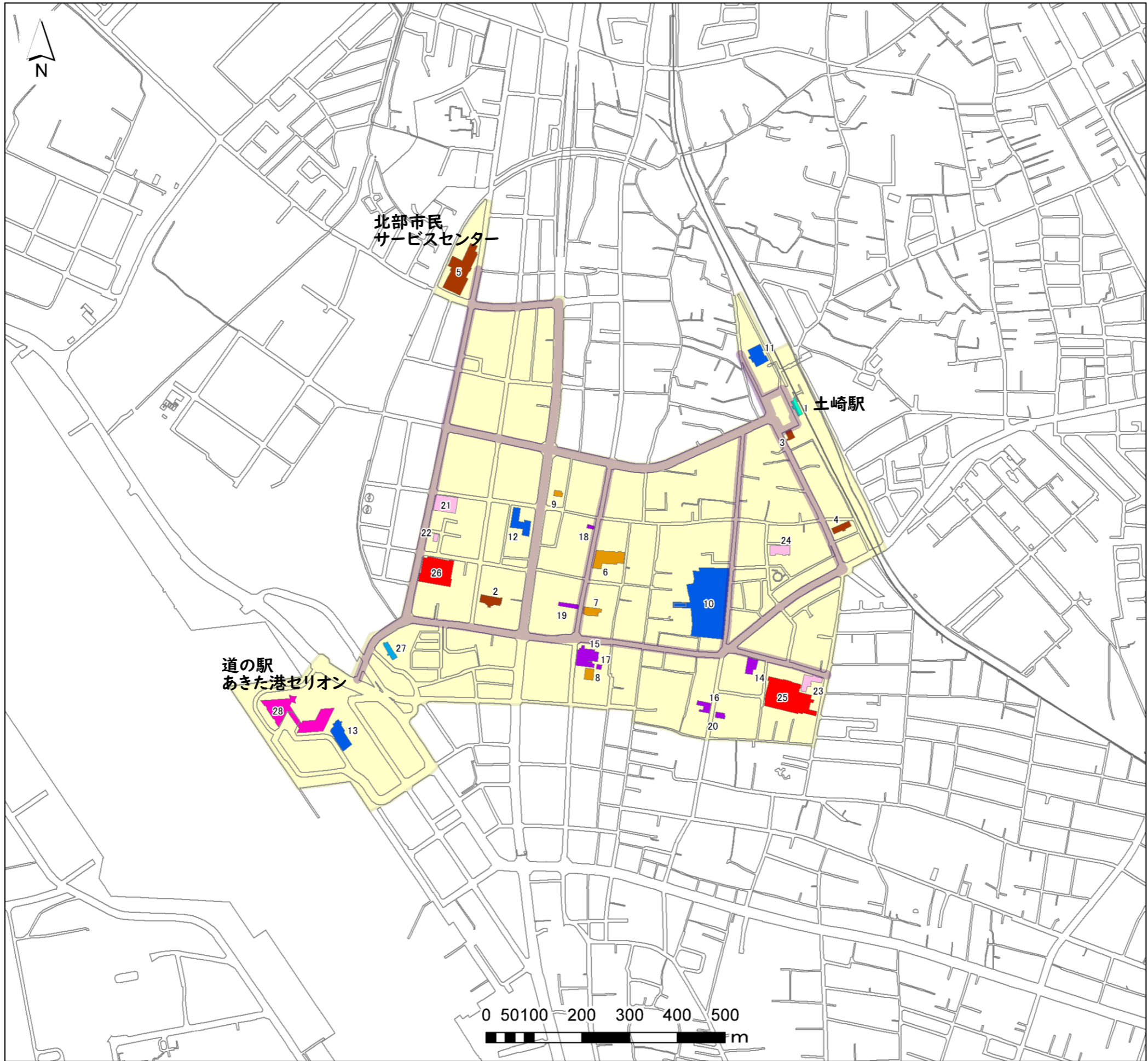
秋田駅に次いで乗降客数の多い土崎駅の周辺エリアは、北部市民サービスセンター、土崎図書館等の公共施設が立地しているほか、金融機関や病院、子育て支援施設等、高齢者や障がい者等を含む地域住民の日常生活を支える施設の立地がみられます。その他、近年、本市の観光地点の中で最も入込客数の多い道の駅「あきた港」が周辺に立地しており、市内外問わず多数の来訪者の利用が想定されるエリアです。

また、土崎駅周辺は秋田市立地適正化計画※において、都市機能の維持・増進を図る「都市機能誘導区域※」に設定されているエリアが含まれます。

そのため、土崎駅周辺地区における促進地区の区域は、立地適正化計画や過去のバリアフリー基本構想による位置づけ、高齢者や障がい者等を含めた地域住民の日常的な利用が想定される生活関連施設※の立地状況、観光地である道の駅「あきた港」の立地等を勘案し、次ページに示すとおり促進地区、生活関連施設および生活関連経路※を設定します。

● 過去計画・関連計画等の計画区域





土崎駅周辺地区

面積:71.64ha

令和3年4月時点

- 凡例
- 生活関連経路
 - 生活関連経路
 - 生活関連施設
 - 旅客施設
 - 官公庁施設
 - 金融機関
 - 教育・文化施設
 - 保健・医療・福祉施設
 - 子育て支援施設
 - 商業施設
 - 宿泊施設
 - 公園・運動施設
 - 観光施設
 - 路外駐車場
 - 移動等円滑化促進地区

土崎駅周辺地区における生活関連施設

令和3年4月時点

区分	番号	名称
旅客施設	1	土崎駅
官公庁施設	2	秋田臨港警察署
	3	秋田臨港警察署 土崎駅前交番
	4	秋田北税務署
	5	北部市民サービスセンター
金融機関	6	土崎郵便局
	7	秋田銀行／土崎支店
	8	北都銀行／土崎支店
	9	東北労働金庫／土崎支店
教育・文化施設	10	土崎小学校
	11	土崎図書館
	12	土崎みなと歴史伝承館
	13	秋田港振興センターセリオンプラザ
保健・医療・福祉施設	14	土崎病院
	15	五十嵐記念病院
	16	就労継続支援B型事業所やわらぎ
	17	土崎地域包括支援センター永覚町
	18	リハプライド土崎
	19	デイサービスセンターひなた
	20	認知症対応型デイサービスひなた
子育て支援施設	21	こども園あきた風の遊育舎
	22	秋田みなと園
	23	認定こども園土崎幼稚園
	24	ナーサリー土崎
商業施設	25	ナイス土崎店
	26	いとく土崎港店
宿泊施設	27	ホテルルートイン秋田土崎
観光施設	28	道の駅あきた港セリオン

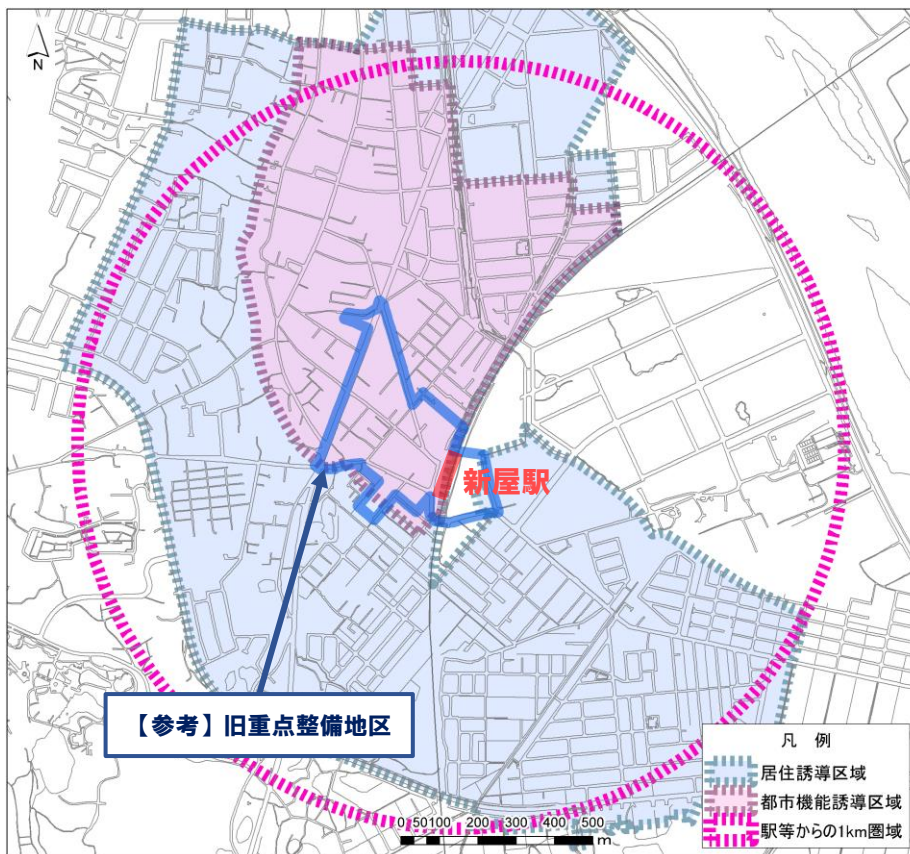
5-3. 新屋駅周辺地区

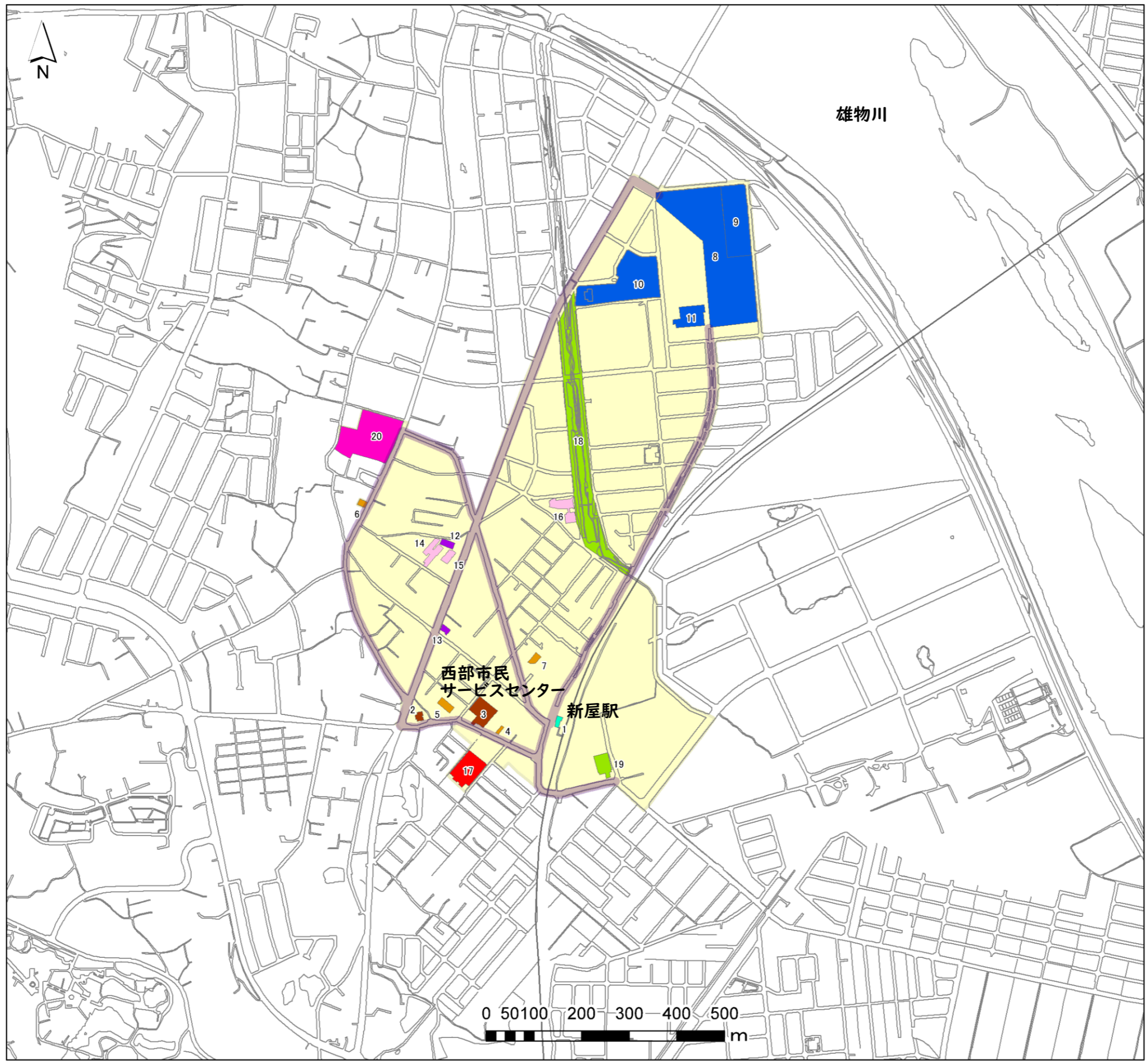
新屋駅の周辺エリアは西部市民サービスセンターや新屋図書館等の公共施設が立地しているほか、金融機関や子育て支援施設等、高齢者や障がい者等を含む地域住民の日常生活を支える施設の立地がみられます。その他、秋田公立美術大学等の学校施設や、新屋ガラス工房といった観光施設も周辺に立地しています。

また、新屋駅周辺は秋田市立地適正化計画[※]において、都市機能の維持・増進を図る「都市機能誘導区域[※]」に設定されています。

そのため、新屋駅周辺地区における促進地区の区域は、立地適正化計画や過去のバリアフリー基本構想による位置づけ、高齢者や障がい者等を含めた地域住民の日常的な利用が想定される生活関連施設[※]の立地状況、秋田公立美術大学や新屋ガラス工房の立地状況を勘案し、次ページに示すとおり促進地区、生活関連施設および生活関連経路[※]を設定します。

● 過去計画・関連計画等の計画区域





新屋駅周辺地区

面積：63.96ha

令和3年4月時点

- 凡例
- 生活関連経路
 - 生活関連経路
 - 生活関連施設
 - 旅客施設
 - 官公庁施設
 - 金融機関
 - 教育・文化施設
 - 保健・医療・福祉施設
 - 子育て支援施設
 - 商業施設
 - 宿泊施設
 - 公園・運動施設
 - 観光施設
 - 路外駐車場
 - 移動等円滑化促進地区

● 新屋駅周辺地区における生活関連施設

令和3年4月時点

区分	番号	名称
旅客施設	1	新屋駅
官公庁施設	2	秋田中央警察署 新屋交番
	3	西部市民サービスセンター
金融機関	4	新屋駅前郵便局
	5	秋田銀行／新屋支店
	6	北都銀行／新屋支店
	7	JA 秋田なまはげ／新屋駅前支店
教育・文化施設	8	秋田公立美術大学
	9	秋田公立美術大学附属高等学院
	10	秋田西中学校
	11	新屋図書館
保健・医療・福祉施設	12	グリーンローズオリブ園
	13	放課後等デイサービス インクル2
子育て支援施設	14	ルーテル愛児幼稚園
	15	グリーンローズ保育園
	16	認定こども園新屋幼稚園・ほいくえん
商業施設	17	ナイス新屋店
公園・運動施設	18	大川端带状近隣公園
	19	秋田市勤労者体育センター
観光施設	20	新屋ガラス工房

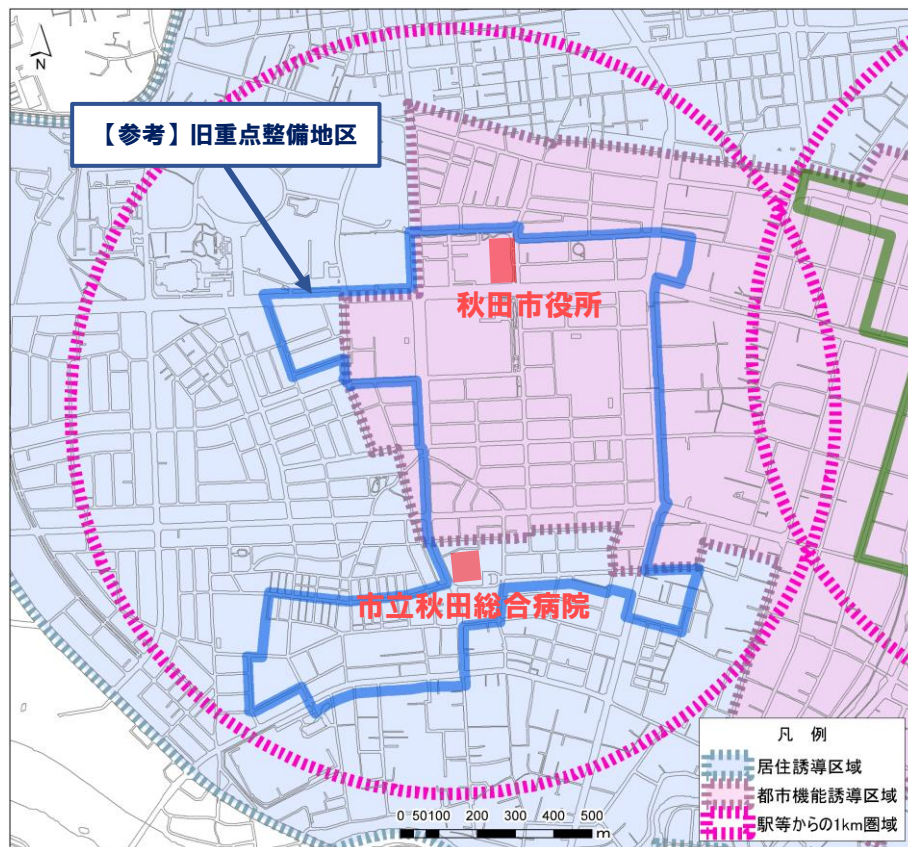
5-4. 市立病院・山王官公庁周辺地区

市立病院・山王官公庁周辺のエリアには、市役所を始め、国や県等の官公庁施設や周辺市町村を圏域とする中核病院である市立秋田総合病院が集積しているエリアです。

また、地区の東側は秋田市立地適正化計画[※]において、都市機能の維持・増進を図る「都市機能誘導区域」に設定されているほか、地区の西側においても、八橋運動公園等、地域内外の来訪者による利用が想定される施設が立地しており、面的・一体的なバリアフリー化が求められるエリアとなっています。

そのため、市立病院・山王官公庁周辺地区における促進地区の区域は、立地適正化計画や過去のバリアフリー基本構想による位置づけ、高齢者や障がい者等を含めた地域住民の日常的な利用が想定される生活関連施設[※]の立地状況を勘案し、次ページに示すとおり促進地区、生活関連施設および生活関連経路[※]を設定します。

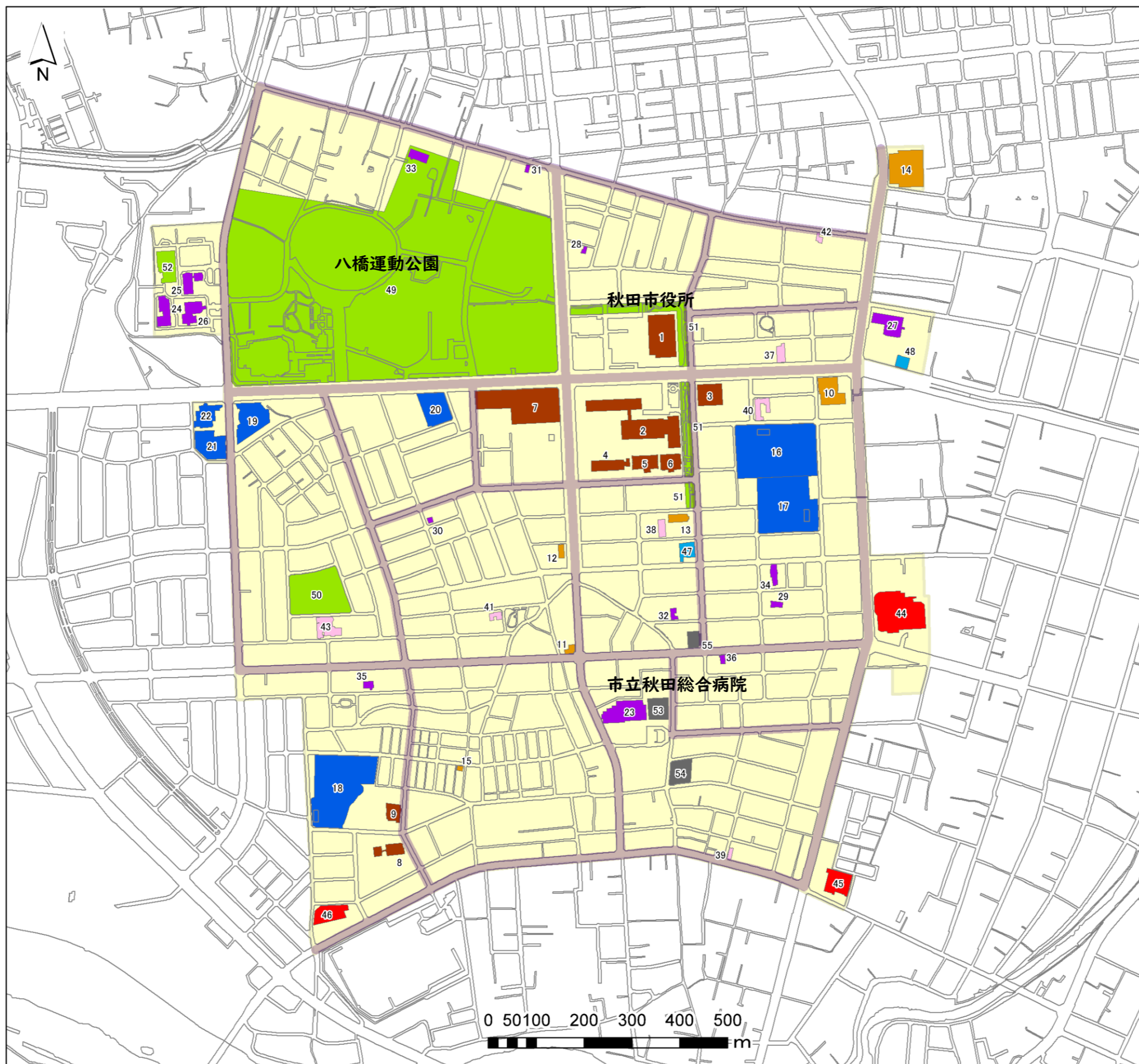
● 過去計画・関連計画等の計画区域



市立病院・山王 官公庁周辺地区

面積：201.71ha

令和3年4月時点



凡例

- 生活関連経路
 - 生活関連経路
- 生活関連施設
 - 旅客施設
 - 官公庁施設
 - 金融機関
 - 教育・文化施設
 - 保健・医療・福祉施設
 - 子育て支援施設
 - 商業施設
 - 宿泊施設
 - 公園・運動施設
 - 観光施設
 - 路外駐車場
 - 移動等円滑化促進地区

市立病院・山王官公庁周辺地区における生活関連施設

令和3年4月時点

区分	番号	名称
官公庁施設	1	秋田市庁舎
	2	秋田県庁舎
	3	秋田県庁第二庁舎
	4	秋田地方総合庁舎
	5	秋田県警察本部
	6	秋田県警察本部第二庁舎
	7	裁判所合同庁舎
	8	秋田市上下水道局
	9	川尻地区コミュニティセンター
金融機関	10	秋田銀行／本店
	11	秋田銀行／山王支店
	12	北都銀行／山王支店・川元支店
	13	東北労働金庫／秋田県本部
	14	秋田中央郵便局
	15	秋田川尻郵便局
教育・文化施設	16	山王中学校
	17	旭北小学校
	18	川尻小学校
	19	秋田県立図書館
	20	秋田市文化会館
	21	秋田県児童会館みらいあ
	22	秋田県生涯学習センター
保健・医療・福祉施設	23	市立秋田総合病院
	24	秋田市保健所
	25	秋田市保健センター
	26	秋田市老人福祉センター
	27	秋田県社会福祉会館
	28	ごろりんはうすStory
	29	夢・究塾 明日葉
	30	ダイバーシティあきた
	31	えこま〜る
	32	自立支援センター ふ〜ら
	33	八橋老人いこいの家
	34	ふれんず山王教室
	35	ツクイ秋田川尻
	36	ごろりんはうす

区分	番号	名称
子育て支援施設	37	わかこま第一保育園
	38	ゆめの樹ほいくえん
	39	さんのうベビー園
	40	わかば幼稚園・わかばベビー保育園
	41	わかこま第二保育園
	42	どんぐりホーム
	43	山王幼稚園・保育園
商業施設	44	MEGA ドン・キホーテ秋田店
	45	ジェイマルエー旭南店
	46	いとく／川尻店
宿泊施設	47	アキタパークホテル
	48	ホテルアルファイン秋田
公園・運動施設	49	八橋運動公園
	50	沼田近隣公園
	51	山王官公庁緑地
	52	秋田市中高年齢労働者福祉センター
路外駐車場	53	市立秋田総合病院 立体駐車場
	54	市立秋田総合病院 第二駐車場
	55	山王パーキング

6. 移動等円滑化促進地区における取組方針

移動等円滑化促進地区[※]における取組方針については、第3章で整理した秋田市における取組方針と同一とし、4-4.まち歩き点検のまとめで整理した事項に配慮しながら取り組んでいきます。

なお、促進地区として設定した区域は、本市においてバリアフリー化を優先的に進めていく必要がある区域であることから、促進地区内の生活関連施設[※]および生活関連経路[※]を中心に、バリアフリー化を促進していきます。

● 移動等円滑化促進地区における取組方針

◆秋田市における取組方針

◎基本方針1：快適で円滑な移動等が可能な歩行環境、施設環境の形成

- 1) 歩行環境に関する取組方針
- 2) 施設環境に関する取組方針

◎基本方針2：公共交通の利便性・快適性の向上

- 1) 公共交通に関する取組方針

◎基本方針3：「心のバリアフリー」の普及・啓発活動の推進

- 1) 「心のバリアフリー」の普及・啓発に関する取組方針

◎基本方針4：多様な関係者間における協議等の継続的な実施

- 1) 協議機会の創出に関する取組方針

◆まち歩き点検のまとめで整理した配慮すべき事項

面的・一体的な
バリアフリー化

適切な維持・改修

適切な情報提供と
「心のバリアフリー」
の普及・啓発

第5章 バリアフリーに関するソフト施策

1. 心のバリアフリーについて

高齢者や障がい者等の円滑な移動および建築物等の施設の円滑な利用を実現するためには、施設や車両等の整備だけでなく、市民一人ひとりが支えあいの精神をもち、高齢者や障がい者等に対する理解を深めていく必要があります。

そのため、市民の誰もが、移動等に不自由な人に手を差しのべられ、地域社会全体が相互に協力し合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。

◆心のバリアフリーとは(ユニバーサルデザイン 2020 行動計画より)

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうことです。

そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし、継続することが必要であり、それを体現するためのポイントは、以下の3点とされています。

- 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

*こんな場面に遭遇したら、あなたならどうしますか？



優先席がいっぱい座れない…



一般の自動車が駐車していて、障害者等用駐車区画を利用できない…

エレベーターを利用する人が多くて、ベビーカーで入るのをためらう…



点字ブロックの上に自動車が停まっていて通行の妨げになっている…



心のバリアフリーの第一歩は、困っている人に気づくこと、声をかけることから始まります。

社会には様々な人々がいることを理解し、自分の周りにはどのようなバリアを感じている人がいるのか、バリアをなくすためにどのようなことが必要なのか、私たちの気づきや対応、意識ひとつで、高齢者や障がい者等の円滑な移動や施設利用等が可能となり、誰もが暮らしやすい社会につながります。

2. バリアフリーの推進に向けた取組

2-1. 心のバリアフリーの推進に向けた取組

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組の推進にあたっては、市民や事業者、行政等がそれぞれの立場で、期待されている役割、担っていくべき役割を理解し、協力しながら取り組むことが重要です。

(1) 市民の役割・取組

市民一人ひとりがバリアフリーへの理解を深め、高齢者や障がい者等の立場に立ち、行動することで、お互いが相手を理解し、尊重することができる「心のバリアフリー」を推進する役割を担います。

□主な取組内容

- ・高齢者や障がい者等、困っている人への手助けの実施
- ・バリアフリースイッチや障害者等用駐車区画等について、真に必要としている人の利用の妨げとならないような配慮
- ・自動車や自転車の運転マナーなど、思いやりのある行動
- ・点字ブロック上に自動車を駐車するなどの無配慮によるバリアの創出の防止



(2) 事業者の役割・取組

交通事業者や施設事業者等は、社員・職員の教育や意識醸成等により、事業者個々人の配慮ある対応を推進し、高齢者や障がい者等の、安心して円滑な移動や施設利用等を推進する役割を担います。

□主な取組内容

- ・交通事業者等におけるバリアフリーに対する理解促進のための社員教育・訓練の実施
- ・バリアフリー化推進の広報、啓発活動の実施

◆鉄道事業者による職員教育・訓練の実施 (JR)

駅設備を保守管理する部署におけるバリアフリーキーマンの指定や、サービス介助士資格取得研修等による、社員教育・訓練を実施します。また、高齢者や障がい者等を見かけた際に、積極的に声掛けを行い、サポートする「声かけ・サポート運動」を継続して実施します。

◆バス事業者による職員教育の実施 (秋田県バス協会)

高齢者や障がい者等のバス利用に際しての接客マナーなどの向上を図るため、バス運転士やガイド等を対象に研修を実施します。



◆バリアフリー化推進の広報、啓発の実施

(秋田県バス協会等)

「秋田バスまつり」において、東北運輸局秋田運輸支局、バス協会、バス事業者と共同で、高齢者と障がい者の疑似体験によるバリアフリー教室を実施します。



(3) 行政の役割・取組

行政は、広報活動、啓発活動、教育活動等の推進により、市民一人ひとりがバリアフリーへの理解を深め、お互いが相手を理解し、尊重することができる「心のバリアフリー」を推進する役割を担います。

□主な取組内容

- ・バリアフリー教室の開催等による市民へのバリアフリー教育の機会の提供
- ・広報あきた等の活用による心のバリアフリーについての周知や、「エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業」の実施等による高齢者、障がい者等への理解の促進と対応の向上

◆バリアフリー教室の実施(秋田市)

一人でも多くの市民にバリアフリーへの理解を深めてもらうことを目的に、秋田市社会福祉協議会、国土交通省東北運輸局秋田運輸支局等の各団体や交通事業者と連携を図りながら、小学生を対象とした高齢者や障がい者の疑似・介助体験を行うバリアフリー教室を開催します。



◆エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業の実施(秋田市)

高齢者や障がい者等に“やさしい取組”を継続して行う企業、事業者等を登録する制度です。

登録事業者等は登録証等を交付し、市民へ広く紹介していきます。

～高齢者や障がい者等に
“やさしい取組”の例～

- ・トイレを分かりやすく表示する
- ・説明を大きな文字にする
- ・休憩できるベンチを設置する 等

◆障害者等用駐車区画利用制度の実施(秋田県)

公共施設・商業施設等に設置されている「障害者等用駐車区画」の利用対象者に対して利用証を交付し、利用対象者を明確化することにより、同駐車区画の適正な利用を促進します。



◆ヘルプマーク・ヘルプカードの配布(秋田県)

外見からは障がいなどがあると分からない人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのもので、「支援が必要な人」と「支援できる人」をつなぐため、普及を推進します。



2-2. その他の関連する取組

本市では、心のバリアフリーだけでなく、ソフト施策を中心として、高齢者や障がい者等の円滑な移動や施設利用等の促進に向けた取組を実施します。

□主な取組内容

- ・高齢者や障がい者等のバス利用促進に向けた事業
- ・障がい者の移動支援事業
- ・冬期における間口の除雪、歩行空間の確保
- ・道路、公園等の工事情報の提供

◆高齢者や障がい者等のバス利用促進に向けた事業（秋田市）

*高齢者コインバス事業

⇒65歳以上の高齢者を対象に、市内の路線バスについて100円で乗車が可能。

*身体障がい者等のためのバス割引制度

⇒身体障害者手帳又は療育手帳の所持者で、在宅のかたを対象に、福祉特別乗車証を交付し、手帳による割引と併用により市内生活路線を無料で利用可能。

*精神障がい者等のためのバス割引制度

⇒精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち、精神疾患の治療のための通院、社会復帰・社会参加のための通所等を目的としたバス利用者を対象に、福祉特別乗車証を交付し、手帳による割引と併用により、無料で利用可能。



◆障がい者等のための移動支援事業（秋田市）

障がいがあり、屋外での移動が困難な方に、官公署用務、町内・地域活動等の社会参加で外出する際の支援を行います。

第6章 バリアフリーマスタープランの推進に向けて

1. 行為の届出について

1-1. 届出制度の概要

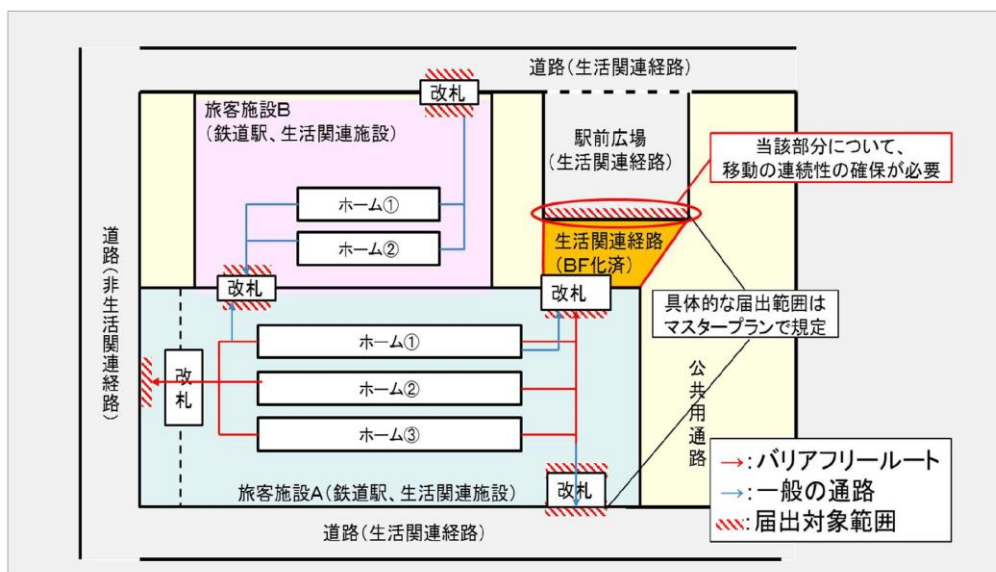
移動等円滑化の促進にあたっては、管理者が異なる施設間であっても、移動の連続性を確保することが重要であることから、バリアフリーマスタープラン制度では、旅客施設及び道路の改良等を行う場合は、一定の要件のもとに事前の届出義務を課しています。

届出義務は、移動等円滑化促進地区※の区域において課せられ、公共交通事業者または道路管理者は、当該区域の旅客施設や旅客施設に面する生活関連経路※の改良等を行う場合、当該行為に着手する30日前までに市へ届出することが義務づけられています。

それに加え、市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときには、行為の変更等の必要な措置を要請できることとしています。

● 届出対象の範囲

対象	範囲
・生活関連施設である旅客施設 (以下、生活関連旅客施設)	【バリアフリー法施行令第27条第1号】 ・他の生活関連旅客施設との間の出入口 ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口 ・バリアフリールートの出入口
・生活関連経路	【バリアフリー法施行令第27条第2号】 ・生活関連旅客施設との間の出入口 ・市が指定する一般交通用施設との間の出入口



資料：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

1-2. 届出制度の対象の指定

マスタープランにおいて生活関連施設[※]として位置づける旅客施設および生活関連経路[※]として位置づける道路について、バリアフリー法[※]に基づく届出制度の対象範囲を以下のとおり指定します。

なお、届出制度は、施設管理者の異なる施設間においても、移動の連続性を確保することが目的であることから、事業実施の際には、各施設管理者の管理区分等を踏まえ、市と施設管理者間の協議の上で、具体的な届出の範囲を確定することとします。

● 届出制度の対象

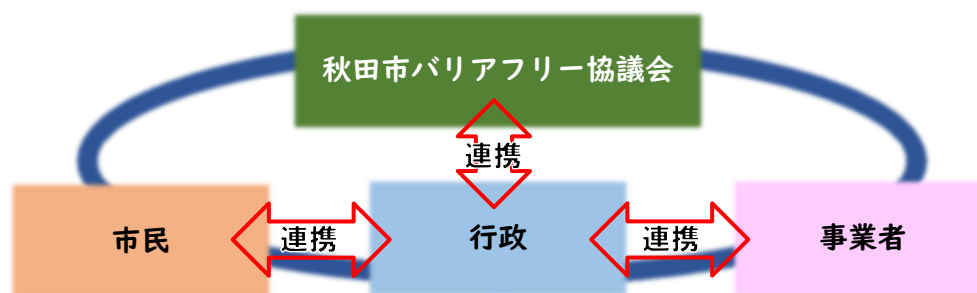
促進地区名	対象施設	範囲
秋田駅周辺 地区	JR秋田駅	JR秋田駅と秋田駅東西連絡自由通路との接続部分
	秋田駅西口広場	秋田駅西口広場と秋田駅東西連絡自由通路との接続部分
	秋田駅東口広場	秋田駅東口広場と秋田駅東西連絡自由通路との接続部分
	(市道) 中通本線	(市道) 中通本線と秋田駅東西連絡自由通路との接続部分
土崎駅周辺 地区	JR土崎駅	JR土崎駅と自由通路との接続部分
	土崎駅前広場	土崎駅前広場と自由通路との接続部分
新屋駅周辺 地区	JR新屋駅	JR新屋駅と新屋駅前広場との接続部分
	(市道) 新屋扇町渋谷町線	(市道) 新屋扇町渋谷町線と新屋駅前広場との接続部分
	(市道) 新屋扇町散歩道線	(市道) 新屋扇町散歩道線と新屋駅前広場との接続部分

2. 計画の進行管理について

2-1. マスタープランの推進体制

バリアフリーマスタープランを推進していくためには、高齢者や障がい者等の当事者をはじめ、施設管理者や交通事業者を含めた多様な関係者間での連携・協議が欠かせません。そのため、引き続き秋田市バリアフリー協議会を開催し、バリアフリーに関する課題やニーズの共有、効果的なバリアフリー化に向けた提案や見直し等に繋がります。

● 推進体制のイメージ



2-2. マスタープランの評価・見直し

本市のバリアフリーマスタープランにおける基本理念「ともに助け合い、誰もがいきいきと快適に暮らせる、心地よいまち 秋田市」の実現に向けて、移動等円滑化促進地区を中心として、バリアフリー化の効果的な促進を図るため、PDCA サイクルに基づく継続的な計画の見直しが必要です。

見直しにあたっては、社会情勢の変化や上位関連計画との整合に対応するとともに、秋田市バリアフリー協議会等を通じて、取組の状況を確認し、バリアフリー化に関する課題やニーズの共有等を行います。さらに、定期的なアンケート調査や関係者団体等へのヒアリングを実施することで、取組の効果等を検証し、改善策について検討します。

また、バリアフリーマスタープランの策定後、関係者間でのバリアフリーに関する機運が醸成され、具体的な事業の位置づけが可能となった際は、必要に応じて基本構想の策定についても検討していきます。

● PDCA サイクルの概念図



用語説明

あ行

■ 移動等円滑化促進地区

高齢者、障がい者等が利用する生活関連施設が集積しており、移動や施設利用におけるバリアフリー化を面的・一体的に促進することが特に必要である地区。バリアフリー法に基づくバリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）において定める。

■ エイジフレンドリーシティ

世界的な高齢化と都市化に対応するため、高齢者にやさしいまちがあらゆる世代にやさしいまちになるという趣旨により、WHO（世界保健機関）が2007年に提唱したプロジェクト。

か行

■ 居住誘導区域

人口減少下にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において定める。

■ 国の基本方針

移動等におけるバリアフリー化の意義および目標等について、国が定める基本方針。
※バリアフリー法に規定する移動等円滑化の促進に関する基本方針の通称

■ 交通バリアフリー法

高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進することを目的として平成12年に施行された法律。平成18年に新たなバリアフリー法に統合拡充された。

※高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）の通称

■ コンパクトシティ

人口減少下において、市街地の拡大を抑制し、生活拠点等に居住や医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を集約することにより、日常生活に必要なサービスが効率的に受けられる都市の形態。国では多くの地方自治体が共有できる具体像として、生活拠点が複数存在し、各地とこれらの拠点が交通ネットワークで結ばれた「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を提唱。

さ行

■ 人口ビジョン

人口減少と少子高齢化が進行する中、元気な秋田市を次の世代に引き継ぐため、人口減少問題に関する市民の認識の共有を図るとともに、目指すべき将来の方向を提示することを目的とする計画。

■ 生活関連経路

生活関連施設相互の特にバリアフリー化が必要な経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性等に配慮し、バリアフリー法に基づくバリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）やバリアフリー基本構想において定める。

■ 生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の施設で、特にバリアフリー化が必要なものとして、バリアフリー法に基づくバリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）やバリアフリー基本構想において定める。

■ 重点整備地区

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区で、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区。バリアフリー法に基づくバリアフリー基本構想において定める。

た行

■ 中心市街地活性化基本計画

中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画。中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が定めることができる。

■ 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において定める。

な行

■ ノーマライゼーション

障がいの有無に係わらず、人々が同等に生活し、活動する社会を目指す考え方のこと。

は行

■ ハートビル法

高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進することを目的に平成6年に制定された法律。平成18年に新たなバリアフリー法に統合拡充された。

※高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）の通称

■ バリアフリー法

旅客施設や道路、公園等の施設について、面的・一体的にバリアフリー化し、高齢者、障がい者等の移動等における利便性・安全性を向上するため、ハートビル法と交通バリアフリー法を一体化して制定された法律。

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の通称

や行

■ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、人種等にこだわらず、多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインすること。

ら行

■ 立地適正化計画

コンパクトシティの実現に向け、居住機能や医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能の立地を誘導する区域や誘導するための具体的な施策等を定める計画。都市再生特別措置法に基づき、市町村が定めることができる。

秋田市バリアフリーマスタープラン(案)

令和4年2月

編集・発行 秋田市

お問合せ先 秋田市都市整備部都市計画課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5764 FAX 018-888-5763

e-mail:ro-urim@city.akita.lg.jp